

総合計画後期基本計画（案）

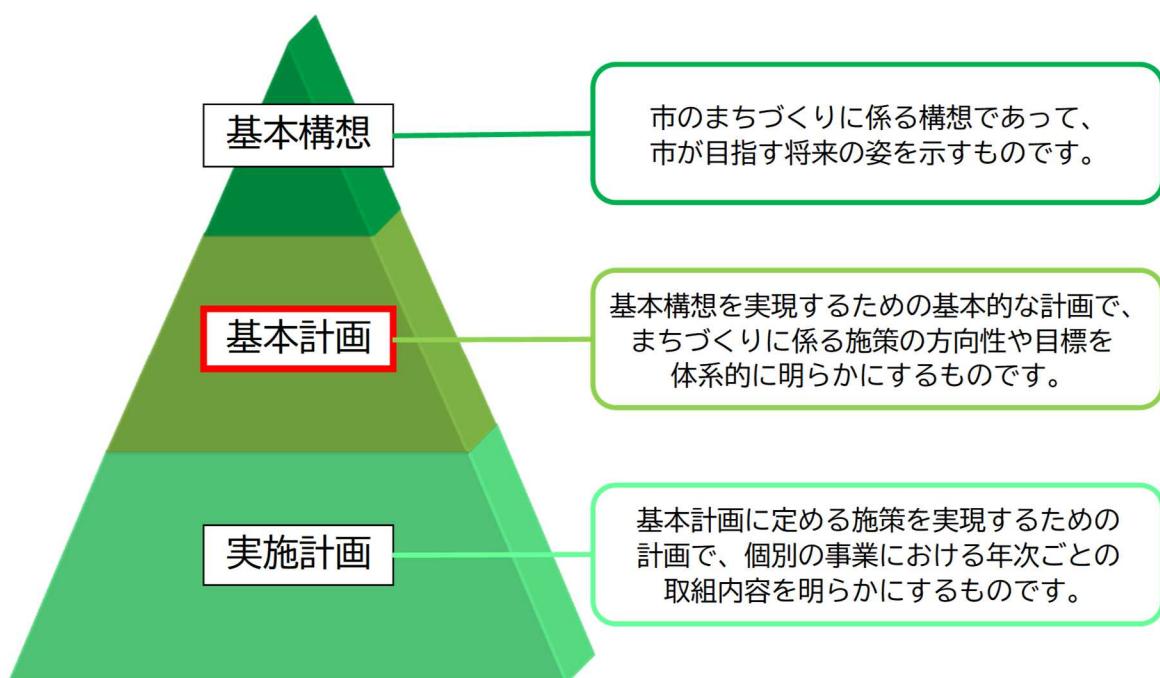
1. 後期基本計画の策定にあたって

(1) 後期基本計画の位置付けと計画期間

後期基本計画は、基本構想を実現するための基本的な計画として、まちづくりに係る施策の方向性や目標を体系的に明らかにするものです。

後期基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間である令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までのうち、後期にあたる令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間とします。

総合計画の構成と後期基本計画の計画期間



年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想							基本構想(12年間)					
基本計画				前期基本計画(6年間)				後期基本計画(6年間)				
実施計画		実施計画(3年間)		実施計画(3年間)		実施計画(3年間)		実施計画(3年間)		実施計画(3年間)		

(2) SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が我が国を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたって、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市では、前期基本計画において、各施策の推進を通じ、SDGsの達成に貢献してきました。後期基本計画においても、引き続き、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確にし、各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していきます。

また、令和12年（2030年）以降を見据え、未来の社会課題に対応するため、時代に即した取組を推進します。

SDGsの17の目標

 1 貧困をなくす	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国との平等をなくす	各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓を止める	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 持続可能な都市をつくろう	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人々に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び児の能力強化を行う	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陆地を守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 安全なエネルギーをみんなにそして未来に	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 和平と公正をすべての人々に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で透明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 繁栄がいる経済成長	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 持続可能な産業の発展をつくろう	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

SDGsの目標と施策との対応

SDGsの目標	該当する施策	SDGsの目標	該当する施策
	第1章-1 こども・子育て支援 第1章-4 地域福祉 第4章-5 住宅 第7章-2 人権・多様性・多文化共生		第1章-4 地域福祉 第7章-2 人権・多様性・多文化共生
	第1章-4 地域福祉 第6章-1 農林業		第1章-4 地域福祉 第1章-5 高齢者福祉 第1章-6 障がい福祉 第2章-3 文化芸術・文化財 第3章-1 防災 第3章-2 防犯・交通安全・消費生活 第3章-3 消防・救急 第4章-1 都市計画・市街地形成 第4章-2 公園・緑地 第4章-3 道路・河川 第4章-4 下水道 第4章-5 住宅 第4章-6 公共交通 第5章-1 環境保全 第5章-2 廃棄物・リサイクル 第7章-1 地域コミュニティ 第7章-2 人権・多様性・多文化共生 第8章-3 財政運営
	第1章-1 こども・子育て支援 第1章-2 健康づくり・医療 第1章-3 スポーツ 第1章-4 地域福祉 第1章-5 高齢者福祉 第1章-6 障がい福祉 第3章-2 防犯・交通安全・消費生活 第4章-2 公園・緑地 第7章-2 人権・多様性・多文化共生		第3章-2 防犯・交通安全・消費生活 第4章-5 住宅 第5章-1 環境保全 第5章-2 廃棄物・リサイクル 第7章-1 地域コミュニティ 第7章-2 人権・多様性・多文化共生 第8章-3 財政運営
	第1章-1 こども・子育て支援 第1章-3 スポーツ 第2章-1 学校教育 第2章-2 生涯学習 第2章-3 文化芸術・文化財 第5章-1 環境保全 第7章-2 人権・多様性・多文化共生		第3章-2 防犯・交通安全・消費生活 第4章-5 住宅 第5章-1 環境保全 第5章-2 廃棄物・リサイクル 第8章-3 財政運営
	第1章-1 こども・子育て支援 第7章-2 人権・多様性・多文化共生		第3章-1 防災 第5章-1 環境保全
	第4章-4 下水道 第5章-1 環境保全 第5章-2 廃棄物・リサイクル		第5章-1 環境保全
	第5章-1 環境保全		第4章-2 公園・緑地 第5章-1 環境保全 第6章-1 農林業
	第1章-5 高齢者福祉 第1章-6 障がい福祉 第6章-1 農林業 第6章-2 商工業 第6章-3 観光 第7章-2 人権・多様性・多文化共生 第8章-3 財政運営		第3章-2 防犯・交通安全・消費生活 第7章-2 人権・多様性・多文化共生
	第4章-3 道路・河川 第5章-1 環境保全 第6章-1 農林業 第6章-2 商工業 第6章-3 観光		第2章-3 文化芸術・文化財 第3章-2 防犯・交通安全・消費生活 第4章-6 公共交通 第7章-1 地域コミュニティ 第7章-2 人権・多様性・多文化共生 第8章-1 情報共有・発信 第8章-2 行政運営 第8章-3 財政運営

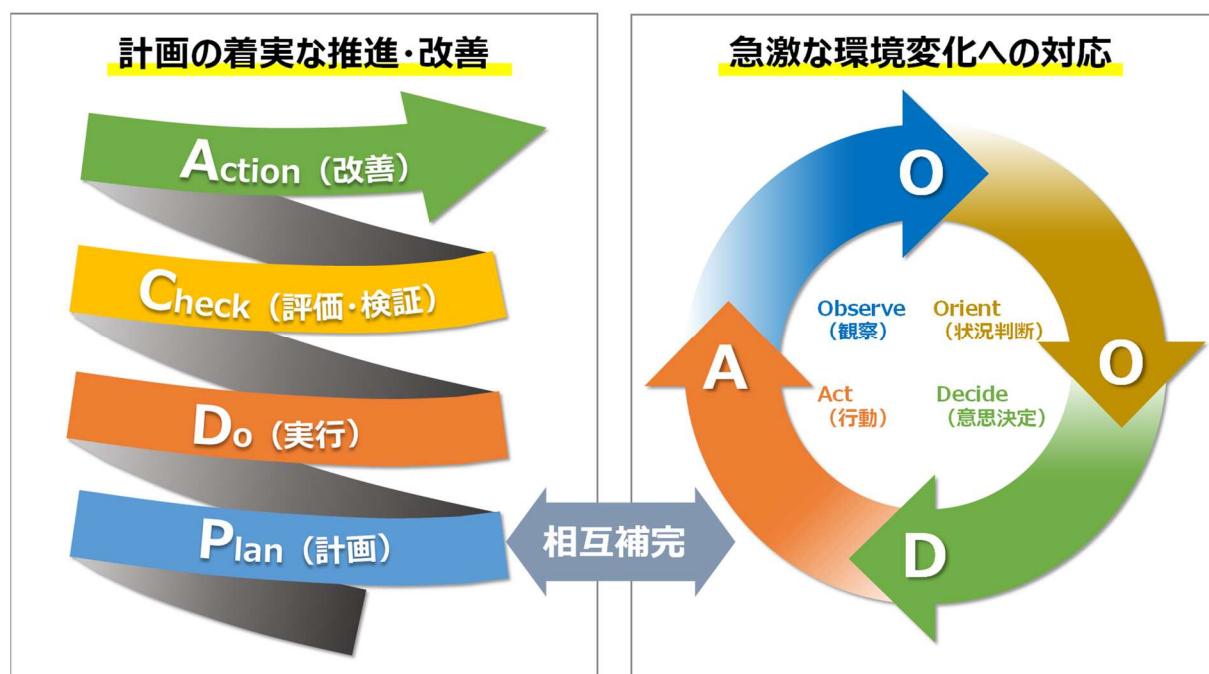
（3）計画の推進に向けて

各施策においては、成果指標を設定し、進捗状況と実施効果を客観的に把握します。また、基本構想に掲げる「みんなでつくるまち」の実現に向けて、多様な主体がまちづくりに参加できるよう、「一人ひとりの市民にできること」、「地域・団体にできること」を示し、協働によるまちづくりを一層推進します。

施策の進捗状況については、P D C A [ピー・ディー・シー・エー] サイクル（計画（P l a n）→実行（D o）→評価・検証（C h e c k）→改善（A c t i o n））を循環させ、外部有識者や市民からなる総合計画審議会での審議を踏まえ、計画の実現に向けたプロセスを改善しながら施策を推進していきます。

また、災害の発生や感染症の拡大、本市を取り巻く環境の急激な変化などに対しては、O O D A [ウーダ] ループ（観察（O b s e r v e）→状況判断（O r i e n t）→意思決定（D e c i d e）→行動（A c t））を活用します。急激な状況変化に対し、O O D A ループをまわすことによって、柔軟かつ的確に対応しながら施策・事業を推進します。

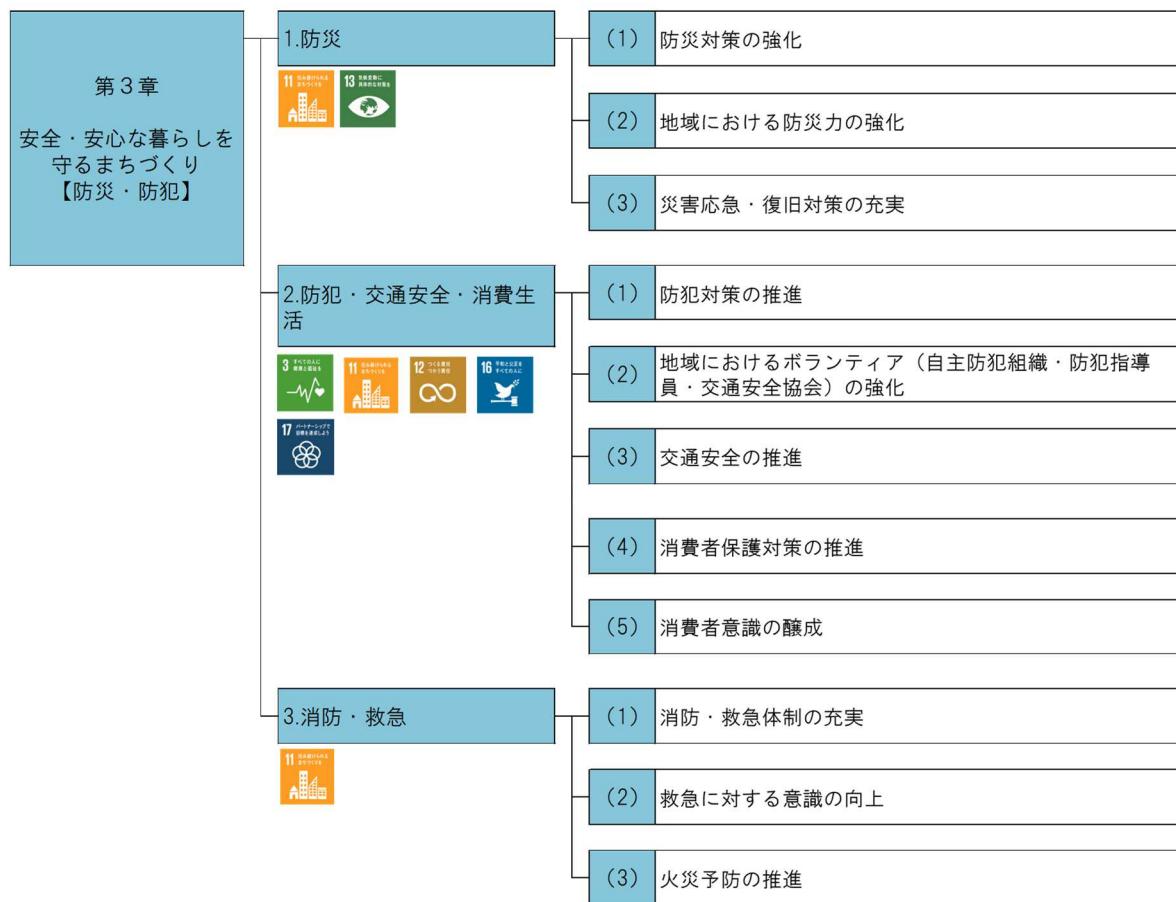
P D C A サイクルとO O D A ループ



2. 施策体系

市が目指す 将来の姿	章	施策
みんなでつくる 人つどい 縁かがやく 安心のまち 袖ヶ浦	第1章 未来を育む、安心と希望の まちづくり 【子育て・健康・福祉】	1.こども・子育て支援 2.健康づくり・医療 3.スポーツ 4.地域福祉 5.高齢者福祉 6.障がい福祉
	第2章 豊かな心とふるさとの 文化を育むまちづくり 【教育・文化】	1.学校教育 2.生涯学習 3.文化芸術・文化財
	第3章 安全・安心な暮らしを守る まちづくり 【防災・防犯】	1.防災 2.防犯・交通安全・消費生活 3.消防・救急
	第4章 都市と自然が調和した 住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1.都市計画・市街地形成 2.公園・緑地 3.道路・河川 4.下水道 5.住宅 6.公共交通
	第5章 環境にやさしいまちづくり 【環境】	1.環境保全 2.廃棄物・リサイクル
	第6章 地域の魅力を活かした にぎわいのあるまちづくり 【産業】	1.農林業 2.商工業 3.観光
	第7章 みんながつながり互いに尊重し あえるまちづくり【市民活動】	1.地域コミュニティ 2.人権・多様性・多文化共生
	第8章 時代の変化を捉えた 効果的なまちづくり 【行財政】	1.情報共有・発信 2.行政運営 3.財政運営

章	施策	施策の方向性
第1章 未来を育む、安心と希望のまちづくり 【子育て・健康・福祉】	<p>1.こども・子育て支援</p>  <p>(1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実</p> <p>(2) こどもや子育て世帯への支援の充実</p> <p>(3) 幼児教育・保育サービスの充実</p> <p>(4) 安心して産み育てられる子育て環境の整備</p>	
	<p>2.健康づくり・医療</p>  <p>(1) 健康づくりへの支援</p> <p>(2) 疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた取組の推進</p> <p>(3) 感染症対策の推進</p> <p>(4) 地域医療提供体制の確保</p>	
	<p>3.スポーツ</p>  <p>(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>(2) スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備</p> <p>(3) スポーツツーリズムの推進</p>	
	<p>4.地域福祉</p>  <p>(1) 地域の連携・身近な交流の場づくり</p> <p>(2) 重層的支援体制の充実</p> <p>(3) 各地区における福祉活動への支援</p> <p>(4) 経済的に困難を抱える市民の生活基盤の安定と自立の促進</p>	
	<p>5.高齢者福祉</p>  <p>(1) 介護予防と健康づくりの推進</p> <p>(2) 住み慣れた地域での生活支援</p> <p>(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進</p>	
	<p>6.障がい福祉</p>  <p>(1) 障がいのある人の地域生活支援の推進</p> <p>(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備</p> <p>(3) 権利擁護の推進</p>	



章	施策	施策の方向性
第4章 都市と自然が調和した 住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1.都市計画・市街地形成 	(1) 計画的なまちづくりの推進 (2) 市街地整備の促進 (3) 内陸部の活性化 (4) 良好的な景観形成
	2.公園・緑地 	(1) 公園・緑地の整備・適正管理 (2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出
	3.道路・河川 	(1) 都市計画道路及び市道の整備 (2) 道路ストックの適正管理 (3) 広域幹線道路等の整備促進 (4) 河川等の適正管理 (5) 雨水排水施設や海岸・護岸施設の整備、適正管理
	4.下水道 	(1) 下水道施設の適正管理 (2) 下水道事業の経営基盤の強化
	5.住宅 	(1) 空家等対策の推進 (2) 良質な住環境の確保 (3) 住宅セーフティネットの形成
	6.公共交通 	(1) 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成 (2) 広域アクセスの利便性向上 (3) 地域全体で支える公共交通の構築

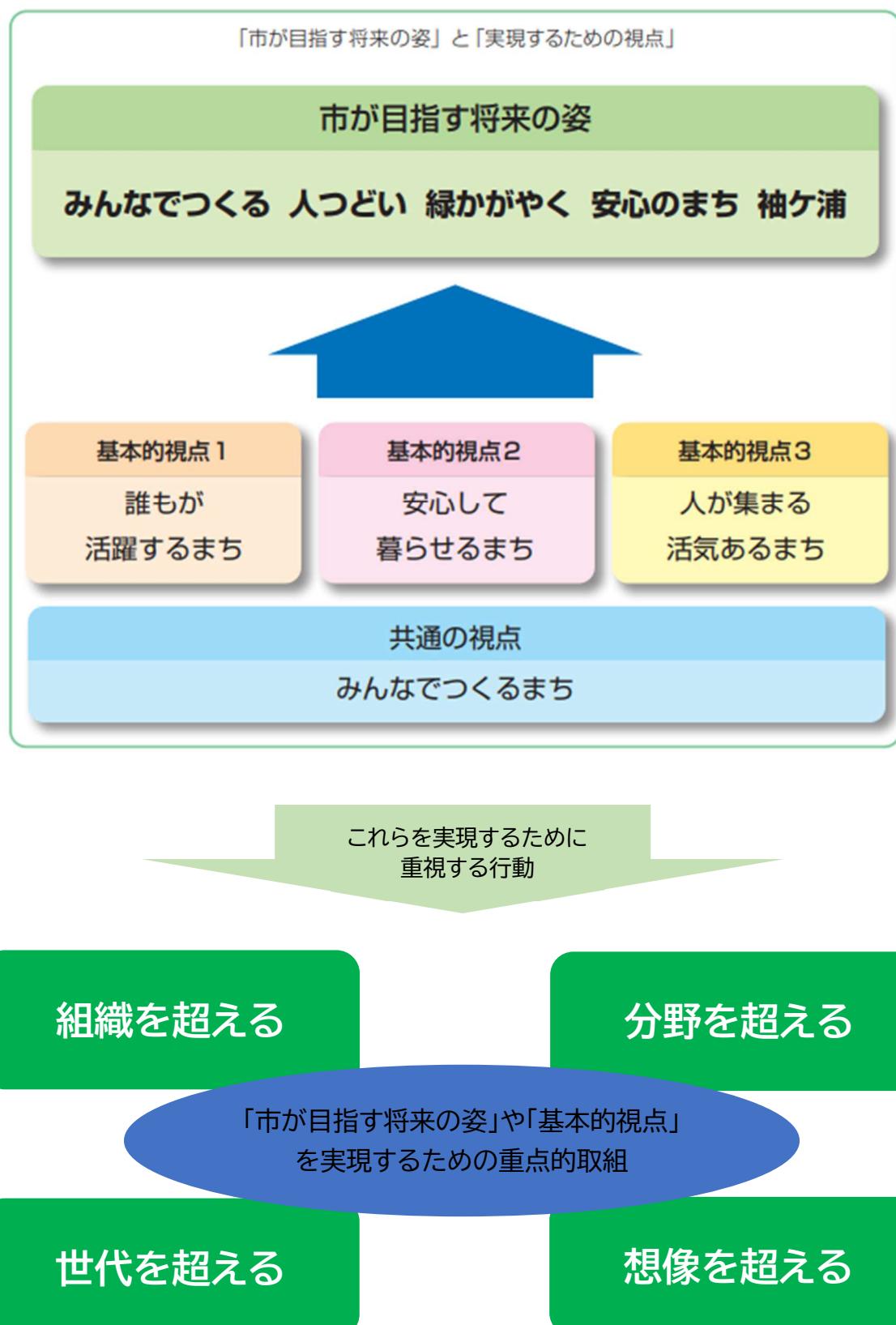
章	施策	施策の方向性
第5章 環境にやさしい まちづくり 【環境】	<p>1.環境保全</p>  <p>2.廃棄物・リサイクル</p> 	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>(2) 快適で安全に生活できる環境の維持</p> <p>(3) 自然環境の保全と共生</p> <p>(4) 環境保全意識の向上</p> <p>(1) ごみの減量化・再資源化の推進</p> <p>(2) ごみ処理の適正化</p> <p>(3) し尿処理の適正化</p> <p>(4) 廃棄物の不法投棄等の防止</p>
第6章 地域の魅力を活かした にぎわいのある まちづくり 【産業】	<p>1.農林業</p>  <p>2.商工業</p>  <p>3.観光</p> 	<p>(1) 農業経営体制の強化</p> <p>(2) 農地環境対策の推進</p> <p>(3) 高付加価値農業の推進</p> <p>(4) 農業と触れ合う機会の拡大</p> <p>(5) 森林環境譲与税を活用した森林整備</p> <p>(1) 活力ある商業の推進</p> <p>(2) 力強い工業の推進</p> <p>(3) 中小企業の支援</p> <p>(4) 雇用の促進と人材確保</p> <p>(5) 就業機会の拡大</p> <p>(6) 就労環境の充実</p> <p>(1) 観光振興に向けた体制づくり</p> <p>(2) 観光地としての魅力づくり</p> <p>(3) 観光情報の発信・充実</p>

章	施策	施策の方向性
第7章 みんながつながり 互いに尊重しあえる まちづくり 【市民活動】	<p>1.地域コミュニティ</p>  <p>2.人権・多様性・多文化共生</p> 	<p>(1) 市民の地域コミュニティへの参加促進</p> <p>(2) 地域コミュニティの活動と連携の促進</p> <p>(3) 地域コミュニティとの協働推進</p>
第8章 時代の変化を捉えた 効果的なまちづくり 【行財政】	<p>1.情報共有・発信</p>  <p>2.行政運営</p>  <p>3.財政運営</p> 	<p>(1) 市政情報発信の充実</p> <p>(2) 広聴活動の推進</p> <p>(3) シティプロモーションの展開</p> <p>(1) 効率的な行政運営</p> <p>(2) 人材の確保・育成</p> <p>(3) 広域行政の安定化</p> <p>(4) 情報化社会における情報セキュリティ対策の実施</p> <p>(1) 持続可能な財政運営</p> <p>(2) 公共施設等の活用・見直し</p>

3. 重点的取組

基本構想では、目標年次である令和13年度（2031年度）までに「市が目指す将来の姿」と、これを実現するための「基本的視点」を定めています。

これらを実現するために、後期基本計画では、「組織を超える」「分野を超える」「世代を超える」「想像を超える」という4つの行動を重視し、その内容を重点的取組として位置付けます。



組 織 を 超 え る

(1) 目的

市民や地域団体、企業、NPO、大学など様々な主体との協働を促進することで、地域の課題に市民が主体的に対応できる力を育むとともに、行政内部だけで解決することが困難な課題に対応します。これにより、公民連携による公共サービスの質の向上や、新たな価値の創造につなげます。

また、自治体間の広域連携を推進することで、人口減少の影響の緩和、広域的に見た人の流れや地域経済の活性化を図り、将来にわたって持続可能で活気あるまちの実現を目指します。

(2) 取組の方向性

◆多様な連携による地域課題解決

地域課題の解決力を高めるため、地域活動に対する市民の興味や関心を高めるとともに、様々なメンバーで情報共有や意見交換ができる場づくり、さらに企業や団体等が地域活動に参画するきっかけを増やします。また、行政と他の組織が連携して行う協働事業に積極的に取り組みます。

◆公民連携によるインフラやサービスの充実

公共インフラの整備やサービス提供において、企業が持つ優れたアイデアや経験を活かすため、企業との対話機会の確保や、企業の資金やノウハウを積極的に活用した公民連携手法の導入を進めます。

◆持続可能な行政運営を支える広域連携

単独自治体だけでは解決が難しい行政課題への対応や、広域的に取り組むことでの訴求力・発信力の向上を図るため、防災や観光、交通、プロモーションなど様々な分野における広域的連携を強化するとともに、水道事業など近隣自治体等との広域行政を推進します。

(3) 関連する主な施策の例

- 1-3-(2) スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備
- 1-5-(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進
- 4-1-(3) 内陸部の活性化
- 4-6-(1) 抱点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成
- 8-2-(3) 広域行政の安定化 など

組織を超える



多様な連携による地域課題解決

- 自家用車がなくても移動しやすいまち
- 内陸部における賑わい拠点づくり
- 地域主体の課題解決人材の育成



公民連携によるインフラやサービスの充実

- 公共施設・サービスにおける民間活力の導入



持続可能な行政運営を支える広域連携

- 広域連携の推進



分野を超える

(1) 目的

市民生活や事業活動などの課題やニーズが複雑化・多様化する中、異なる分野の知識や視点、取組などを組み合わせることにより、包括的かつ効果の高い行政サービスを実現します。

また、分野を超えた連携や人材交流に積極的に取り組むことで、既存の枠組みにとらわれない新たなサービスの提供や、限られた資源の有効活用を促し、持続可能な形で発展し続ける市政運営を目指します。

これにより、市民目線に立ったサービスの提供や、さらなる地域価値の創造につなげます。

(2) 取組の方向性

◆市民目線に立った支援の一元化

市民のライフステージや個々の状況に応じた支援を継続的に行うため、関連する分野間の情報共有や協議の促進、市役所が一体となって情報提供や相談対応を行える体制の強化、部門間連携による効率的・効果的なサービスの提供に取り組みます。

◆分野連携による地域価値の創造

地域の魅力や活力を新たに生み出すため、分野を超えることによる新たな気づきやアイデアを大切にした既存事業の見直しや新規事業の検討を進めます。また、行政課題に柔軟かつ迅速に対応するため、分野横断的なプロジェクトチームなどによる議論を積極的に活用します。

◆市役所内の分野を超えた連携

多角的な視点を持った人材を育成し、新たな発想と多様な連携を生み出す職場環境を醸成するため、分野を超えた人材交流や学びの機会を増やします。

(3) 関連する主な施策の例

- 1-1-(2) こどもや子育て世帯への支援の充実
- 1-2-(1) 健康づくりへの支援
- 1-4-(2) 重層的支援体制の充実
- 6-1-(4) 農業と触れ合う機会の拡大
- 8-2-(2) 人材の確保・育成 など

分野を超える



市民目線に立った支援の一元化

- 身近な地域で支える重層的支援
- 経済的に困難を抱える市民に対する
一体的支援
- こどもの育ちをつなぐ一体的支援



分野連携による地域価値の創造

- 資源を活かした学びと観光の融合
- 自然と触れ合いながら成長できる教育
- 健康づくり・スポーツ・介護予防が連携する
ことによる健康寿命の延伸



市役所内の分野を超えた連携

- 分野連携を通じた
ヨコやナナメの関係構築



世 代 を 超 え る

(1) 目的

少子高齢化が進む中、特定の世代に負担が集中することなく、全ての世代が支え合い、安心して暮らせる環境を整備することで、持続可能な地域社会や行政運営の実現を目指します。

また、世代や価値観、ライフスタイルなどの多様性を尊重し合い、自分らしい暮らしの実現と、それぞれの力を発揮できる環境を整備することで、地域の活力につなげます。そして、ふるさとを大切に思う気持ちを育てるとともに、自然環境や伝統・文化など地域の魅力を将来の世代に継承します。

(2) 取組の方向性

◆多世代交流の促進

こども、子育て世代、現役世代、高齢者など様々な世代が気軽に集い、交流する機会を増やすため、拠点の整備・拡充、老朽化対応に加えて、様々な世代が共に楽しめるイベント事業等を展開します。

◆多世代が安心して暮らせるコミュニティ形成

若者の活力と高齢者の経験や知恵を結び付け、様々な世代が安心して暮らせるコミュニティを形成するため、地域の見守り活動や清掃活動、まちづくり活動などの取組を支援します。

◆産業を支える次世代育成

人口減少や少子高齢化による労働力不足の影響を緩和し、産業の持続可能性を高めるため、農業分野などの担い手育成や後継者育成、事業承継支援などに取り組みます。

◆次世代につなぐまちづくり

次世代の負担を軽減し、持続可能な公共サービスを維持するため、人口減少に対応した公共施設等の再編整備や、公共サービスの見直し、自然環境の保全、伝統・文化の継承と活用を推進します。

(3) 関連する主な施策の例

2-1-(3) 地域や家庭に開かれた学校づくりの推進

3-1-(2) 地域における防災力の強化

5-1-(3) 自然環境の保全と共生

6-1-(1) 農業経営体制の強化

7-1-(2) 地域コミュニティの活動と連携の促進 など

世代を超える



多世代交流の促進

- スポーツでつなぐ多様な交流促進
- 多世代交流拠点の整備・充実

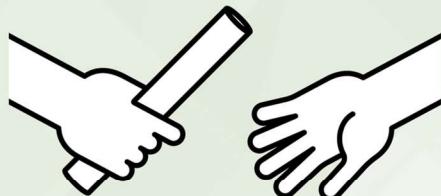


多世代が安心して暮らせるコミュニティ形成

- 市民一人ひとりの防災・防犯・交通安全・救急意識の向上
- 地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくり
- こどもを地域で育む仕組みづくり



産業を支える次世代育成



- 年齢にかかわらず誰もが活躍できる就業環境づくり
- 後継者・人手不足課題への対応



次世代につなぐまちづくり

- 人口減少を見据えた行政サービスの見直し
- ゼロカーボン実現に向けた住民の意識醸成
- 環境保護につながる企業活動の促進

想像を超える

(1) 目的

既存の枠組みや過去の事例にとらわれず、自由な発想や技術の進化を活かすことで、市民の想像を超える行政サービスの実現や、事業者などの挑戦を応援します。

また、「袖ヶ浦らしさ」を改めて見つめ直し、訪れたくなる、住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりや企業立地を進めることで、市民生活の質の向上や地域経済の活性化を図ります。

(2) 取組の方向性

◆アイデアと対話から生まれる地域デザイン

職員や市民、企業等が持つ画期的なアイデアを具体的に実現するため、アイデアを募集する仕組みの活用や、事業の試験的実施を積極的に推進・支援します。

◆デジタルを活用した行政サービス改革

多様なニーズへの対応や業務の効率化に加え、市民と市の双方向コミュニケーションの充実を図るため、I o T、ビッグデータ、A Iなどの新たな技術を行政サービスに積極的に活用します。

◆地域や企業のイノベーション支援

地域団体や企業等の課題解決とイノベーションにつなげるため、業務のデジタル化や高度化、新事業の取組を支援します。

◆持続可能なプロモーション

「袖ヶ浦らしさ」を改めて見つめ直し、市民や団体等と協働しながらS N Sや各種メディアを積極的に活用し、効果的な情報発信とプロモーション活動を展開します。

(3) 関連する主な施策の例

2-1-(4) 教育基盤の向上

4-6-(1) 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成

6-2-(3) 中小企業の支援

8-1-(3) シティプロモーションの展開

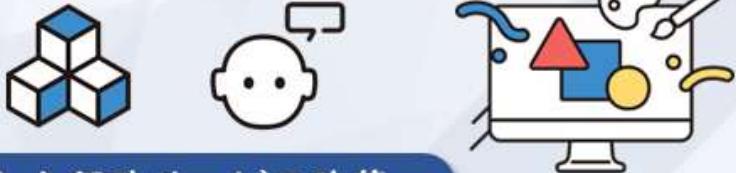
8-2-(1) 効率的な行政運営 など

想像を超える



アイデアと対話から生まれる地域デザイン

- 試行や実証実験への積極的チャレンジ



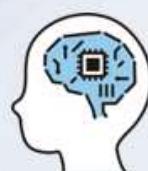
デジタルを活用した行政サービス改革

- 学びを広げるDXの推進
- デジタル技術を活用した公共サービスの高度化



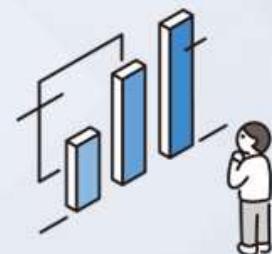
地域や企業のイノベーション支援

- 新たな地域産業の育成
- 地域や企業のDX支援



持続可能なプロモーション

- 地域資源の活用による魅力の発信



4. 分野別施策

分野別施策のページの構成と見方

この施策に対応する SDGs の目標（ゴール）を示しています。

8-3 財政運営

【関連する個別計画】 公共施設等総合管理計画

この施策で目指すまちの姿を示しています。

8 働きがいも
経済成長
11 住み続けられる
まちづくりを
12 つくる責任
つかう責任
17 パートナーシップで
目標を達成しよう

○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用されることにより、持続可能な財政運営が行われています。

現状と課題

この施策における現状と課題を示しています。

- 本市の財政状況は、臨海部を中心に企業が数多く立地していることから、市税収入が他自治体と比較して安定しており、自主財源比率が比較的高い水準となっています。しかし、国内外の経済動向や少子高齢化の進行等により、今後は市税の大幅な增收が見込みにくい状況にあるため、歳入の確保に努める必要があります。
- 子育て支援や高齢化による扶助費の増加、庁舎整備事業などの大型事業の実施による公債費の増加、また人事院勧告などを踏まえた給与改定に伴う人件費の増加がみられます。さらに、今後も資材価格の高騰などによる物件費等の増加が続くと見込まれていることから、経常的経費の抑制を図る必要があります。
- 本市では、人口増加の勢いが強かった昭和40年（1965年）代から50年（1975年）代に整備された公共施設が多く、老朽化が進行しています。施設の利用状況や需要などを踏まえながら、施設総量の適正化を図るとともに、計画的な予防保全によって適切な維持・管理を行う必要があります。

施策の方向性

この施策において推進する施策の内容と、さらに具体的な「主な取組」を示しています。

(1) 持続可能な財政運営

- 歳入面では、市税の適正かつ公平な課税・徴収を実施するとともに、財源の確保に取り組むほか、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。
- 歳出面では、市民ニーズに即した「選択と集中」によって事務事業を実施するために、限られた財源を有効に配分していきます。

【主な取組】 ○ふるさと納税の促進 ○ネーミングライツの推進

○クラウドファンディングの実施 ○国・県等の補助金制度の有効活用
○事務事業の簡素化・合理化

(2) 公共施設等の活用・見直し

- 公共施設等を適切に管理し、将来的な社会情勢の変化や財政状況を踏まえながら、個々の公共施設についてあり方の方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

【主な取組】 ○公共施設等総合管理計画の着実な進行管理

○公共施設白書の更新
○公共施設の管理等に関する職員研修会の実施

市民等に期待される役割

- | | |
|--------------------|--|
| 一人ひとりの
市民にできること | <ul style="list-style-type: none">・ 市の財政状況に関心を持つ・ 行政サービスの受益者負担の考え方を理解する |
| 地域・団体に
できること | <ul style="list-style-type: none">・ 財政運営に協力する・ まちづくりに積極的に参加する |

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①経常収支比率	91.3% (令和6年度)	90.0%
②財政調整基金等残高比率	24.1% (令和6年度)	24.0%
③地方債現在高比率	97.2% (令和6年度)	85.5%

1-1 こども・子育て支援

【関連する個別計画】子育て応援プラン、
地域福祉計画



目指すまちの姿

- 「家庭」「地域」「行政」の三者が協働し、地域全体でこどもや子育て家庭を支援することで、こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできる環境となっています。
- 次代を担うこどもが明るい未来を思い描き、多様な人々と関わることで、自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育・保育環境が整えられています。

現状と課題

- 令和5年（2023年）4月にこども基本法が施行され、国が推進する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が求められています。本市でも、同年6月に「こどもまんなか応援センター」への就任を宣言しており、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で支えていく必要があります。
- こどもは、次代を担う存在であるとともに、自立した個人として自己を確立していく、一人の人間としての権利の主体です。こどもを保護の客体としてのみ捉えるのではなく、心身の発達の過程にあっても、意見表明や社会への参画、自己選択・自己決定・自己実現の主体として、その権利を尊重することが必要です。
- 本市の令和5年（2023年）の合計特殊出生率は1.38と国や県を上回っていますが、近年増加傾向にあった年少人口は令和6年度（2024年度）から減少へと転じています。結婚相談や婚活イベントなどの実施をはじめとして、結婚や子育てといったライフスタイルの希望に対応した支援や、すべてのこどもとその家庭、妊産婦に対する切れ目のない支援を提供することが重要です。
- 令和7年（2025年）4月現在、市内には幼稚園3か所、保育所15か所、認定こども園2か所のほか、小規模保育や家庭的保育等を含めた多様な保育施設が整備されており、核家族化や共働き世帯の増加などに対応した保育環境が提供されています。令和6年（2024年）以降、4月1日時点の待機児童数（国基準）は0人となっており、引き続き、延長保育・休日保育・病児保育など多様なニーズに応えるとともに、新たに実施される「こども誰でも通園制度」にも対応していく必要があります。
- これまでに本市は、児童手当制度の拡充への対応や、子ども医療費の高校3年生までの独自助成、令和6年度（2024年度）の「こども家庭センター」の設置など、様々な子育て支援施策を進めてきました。今後も少子化の進行を見据えながら、子育て世帯の多様なニーズに的確に応え、必要な支援につなげていくことが求められます。

施策の方向性

(1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実

- 結婚に向けた相談支援の充実や、結婚を望む人へ出会いの場を創出します。
- 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない相談支援体制を充実するとともに、不妊治療に取り組みやすい環境を整備します。

【主な取組】 ○結婚に向けた支援 ○婚活イベントの開催
○不妊治療等に対する支援
○妊娠や子育て世帯に対する伴走型相談支援の実施

(2) こどもや子育て世帯への支援の充実

- 妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談支援、産前産後期における支援、子育て世帯への経済的支援など、こどもや子育て世帯の状況に応じた支援の充実を図ります。
- 子育てに関する情報が必要な時期に届き、必要なサービスが受けられるよう、情報発信に努めます。
- こどもたちが自分の意思で自由に意見を言うことができ、その意見を政策に反映させていくための仕組みづくりを進めます。

【主な取組】 ○こども家庭センターにおける相談支援 ○産前産後期の支援
○子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の助成
○配慮が必要なこども・子育て家庭への支援の充実
○子育て支援アプリ等を活用した情報発信

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- 幼稚園、保育所、認定こども園における共通指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を活用し、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、各施設と連携を深め、小学校への滑らかな接続を推進します。
- 保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスの充実を図るとともに、将来を見据えた幼児教育・保育施設等の適正な量の確保に努めます。

【主な取組】 ○将来を見据えた保育サービス等提供量の適正化
○民間事業者による保育施設等の整備に対する支援
○一時保育、延長保育、病児保育、病後児保育事業等の充実
○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施
○幼稚園、保育所、認定こども園と小学校間の滑らかな接続の推進

(4) 安心して産み育てられる子育て環境の整備

- 子育て支援センターの運営支援等により、地域における子育て支援環境の充実を図ります。
- 昼間に保護者が家庭にいない小学生に居場所を提供する放課後児童クラブについて、運営の支援を行うとともに、将来を見据えた施設の適正な量の確保に努めます。
- 子どもが安心して、安全に過ごし、遊ぶことができる子どもの居場所について、既存施設の活用も含め、確保に取り組みます。

【主な取組】 ○放課後児童クラブの運営支援

○子育て支援センターの運営支援 ○多様な子どもの居場所の確保

○ファミリーサポートセンターの運営

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">子どもの健やかな成長と家庭の役割について理解を深める子育て世帯の見守り（支援・虐待防止）を行う子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、すべての人が子どもや子育て中の方々を応援する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">子育てを支援する情報を地域で共有し、サポートが必要な人への相談窓口等の紹介を行う官民の役割分担のうえ、連携による幼児教育・保育環境の向上を図る

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①安心して子育てができると思う人の割合	82.6% (令和6年度)	84.0%
②子育てを楽しいと感じることの方が多い人の割合	62.2% (令和6年度)	65.0%
③待機児童数	0人 (令和6年度)	0人

1-2 健康づくり・医療

【関連する個別計画】健康プラン21、国民健康保険保健事業実施計画、
新型インフルエンザ等対策行動計画



目指すまちの姿

- 市民一人ひとりが心身の健康に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むことにより、健やかに暮らすことができています。
- 症状に合った適切な医療サービスを受けることができ、安心して暮らせるための医療提供体制が確保されています。

現状と課題

- 65歳以上の平均余命と健康寿命との差である要介護期間を縮小するため、今後も健康づくり施策と介護予防施策を一体的に進めていく必要があります。また、生活習慣病の予防に向けた栄養・食生活分野の指標達成に向けて、妊産婦や、乳幼児から高齢者まで、各世代や多様な生活に応じた、切れ目のない生涯を通じた食育を関係機関と連携して推進することが重要です。
- コロナ禍を経て、ライフスタイルの変化や新たな働き方によりストレスが多様化している中、市民が心豊かに暮らせるよう、心の健康づくりに向けた各種取組を進めていくことが重要です。
- 「第3次袖ヶ浦健康プラン21」によると、肥満や高血圧を有する市民が多いことから、循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病予防及び改善に向け、保健師・管理栄養士による健康相談や家庭訪問を継続しつつ、各種検(健)診を受診しやすい環境整備に取り組む必要があります。
- 感染症対策として、定期予防接種の接種率向上に向けた市民理解の促進と、日常生活における適切な感染予防の啓発を行うことが求められます。また、新型インフルエンザ等の新興感染症に備え、これまでの新型コロナウイルス対応や法改正を踏まえ、迅速かつ的確に対応できる体制整備を進めるとともに、感染症に対する日頃からの備えとして、市民への啓発活動の強化が必要です。
- 医療従事者不足が深刻化する中、君津医療圏域の医療機関等と連携した医療提供体制や、大規模災害時においても、必要な医療が提供できる体制を確保する必要があります。

施策の方向性

(1) 健康づくりへの支援

- 健康的で持続可能な食環境等の実現に向けて、関係課及び関係機関、地域のボランティア等と連携、協力しながら各種事業を推進します。

- 健康づくり施策と介護予防を一体的に実施することで、市民の健康の保持増進を目指します。

- 【主な取組】
- 各世代に対応した食環境整備
 - 健康増進施策と介護予防の一体的な実施
 - 心の健康づくりの推進

（2）疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた取組の推進

- 各種疾病の早期発見・早期治療に向けて、各種検（健）診を確実に実施し、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病予防及び改善に向けた保健指導を実施します。

- 【主な取組】
- 各種検（健）診の受診体制の整備
 - 生活習慣病の予防改善に向けた保健指導の実施

（3）感染症対策の推進

- 感染症を予防するための定期予防接種や日常生活における感染予防策の取組の推進を図るとともに、新型インフルエンザ等の新興感染症に迅速に対応するための体制づくりに努めます。

- 【主な取組】
- 感染症予防のための環境整備
 - 新興感染症発生時の対応に係る体制の構築

（4）地域医療提供体制の確保

- 安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関等と連携し、初期医療や救急医療体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生時等に迅速に応急救護を行うための体制の確保に努めます。

- 【主な取組】
- 救急医療提供体制の確保
 - 初期医療（プライマリ・ケア）提供体制の確保
 - 災害時応急救護提供体制の確保

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> 各種検（健）診や相談の機会を利用するとともに、健康づくりに積極的に取り組む 感染症予防に向けた対策を理解し、実践する かかりつけ医を持つとともに、医療機関の適正利用について理解する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> 検（健）診の受診や健康づくりに関する情報の普及啓発活動を行う 感染症予防対策を広く進める 医療機関の適正利用についての情報を提供する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①要介護期間の縮小（健康寿命の延伸）	2.22 歳 (令和3年度)	2.0 歳
②安心して利用できる医療機関や医療体制が整っていると感じている市民の割合	57.9% (令和6年度)	60.0%

1-3 スポーツ

【関連する個別計画】スポーツ推進計画、袖ヶ浦健康プラン21



目指すまちの姿

○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができます。

現状と課題

- 市内5地区で活動している総合型地域スポーツクラブの活動を支援するほか、スポーツ推進委員や生涯スポーツ公認指導員など、スポーツ関係団体と連携し、スポーツイベントを開催しています。今後も継続的な支援と連携により、年齢・性別・障がいの有無や国籍等に関わらず、みんなが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を設けるため、更なる推進が必要です。
- スポーツと健康づくりの連携を強化することで、スポーツを通じた健康保持増進を推進し、市民が主体的に継続してスポーツ活動に取り組める機会を充実させ、ライフスタイルに応じた生涯スポーツの定着を図る必要があります。
- 市内の多くの社会体育施設等は老朽化が進んでおり、利用者の安全と利便性を確保するため、計画的な修繕等が不可欠です。また、臨海スポーツセンターについては、老朽化への対応に加え、地理的特性を活かした活用が求められています。健康づくり支援センターについては、設備の老朽化や民間施設の開業等を踏まえ、今後の運営方針を検討する必要があります。
- スポーツ関係団体やプロスポーツチームとの連携により、市内でのトップレベルの公式戦の開催を支援するほか、市外の学校等によるスポーツ合宿の誘致などを行っています。これらの活動を継続することで、地域活性化をさらに推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 「する」「みる」「ささえる」の視点で、市民やスポーツ関係団体等と連携し、みんなが気軽に親しめるスポーツを推進します。
- 市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えます。

- 【主な取組】
- 総合型地域スポーツクラブの支援
 - スポーツ関係団体等と連携したイベントの推進
 - 健康づくりの取組との連携
 - 障がい者スポーツの振興
 - eスポーツの推進

(2) スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備

- スポーツ・レクリエーション活動の拠点である社会体育施設について、適切な維持管理により安全な利用環境を整備します。
- 臨海スポーツセンターは、地理的特性を踏まえた施設の利活用を検討します。
- 健康づくり支援センターは、施設の利用状況等を踏まえ、運営方針等のあり方を検討します。

- 【主な取組】
- 各スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

- 臨海スポーツセンターの利活用の検討
- 健康づくり支援センターのあり方の検討

(3) スポーツツーリズムの推進

- 「みるスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

- 【主な取組】
- 野球・サッカー・アメリカンフットボール等の公式戦誘致の推進

- 各種スポーツ大会の誘致の推進
- スポーツ合宿誘致の推進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯を通じて、豊かなスポーツライフを送る ・ 総合型地域スポーツクラブに参加する ・ スポーツイベント等の運営にボランティアとして参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブとして活動する ・ 市内でスポーツイベント等を実施する ・ 市内で開催されるスポーツイベント等に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合	61.1% (令和6年度)	70.0%
②日ごろから健康のためにスポーツをしている市民の割合	57.1% (令和7年度)	60.0%
③スポーツ施設利用者数	217,955人 (令和6年度)	226,000人

1-4 地域福祉

【関連する個別計画】地域福祉計画、地域福祉活動計画



目指すまちの姿

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、重層的な支援体制が整うことで、市民誰もが安心して自分らしい生活を地域で送ることができます。

現状と課題

- 自治会加入率の低下や地域活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄化し、経済的に困難を抱える人、高齢者、子育て世帯に対する地域の関心や援助が届きにくくなっています。支援を必要とする人がSOSを出しにくい状況となっており、地域のつながりや見守りの再構築が求められています。
- ひきこもり、8050問題、障がいのあることを抱えるひとり親家庭など、複雑で複合的な課題を抱える世帯が増加しており、従来の縦割りの支援体制では対応が困難となっています。そのため、令和6年度（2024年度）からは、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施しています。
- 各地区における福祉活動の活性化に向けて、市内6地区の地区社会福祉協議会やボランティアセンターを通じた活動支援を行っていますが、コロナ禍を経て、ライフスタイルの変化などにより、サロンの開催数やボランティアの登録数、参加者数は回復しておらず、リーダー的な人材の不足や会員の高齢化も課題となっています。
- 地域の連携や交流を促進するため、「地域ふれあいサロン」や「こども食堂」の運営団体に対し、運営支援を行っています。多様な主体による活動が地域に根付き、住民同士が支え合える関係性の再構築が重要です。
- 単身世帯や高齢者世帯の増加、非正規雇用やひとり親家庭の増加などを背景に、経済的困窮世帯が増加しています。本市では、生活保護に至る前の段階での支援として、自立相談支援事業を実施し、早期の生活再建を支援しています。

施策の方向性

（1）地域の連携・身近な交流の場づくり

- 地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン等）の整備や、地域の交流の場となるこども食堂の運営支援などに取り組みます。

【主な取組】 ○地域ふれあいサロンの運営・増設 ○こども食堂の運営支援

（2）重層的支援体制の充実

- 複雑化・複合化した課題を抱えた相談者へ周知し、複数の分野を横断する課題に対応するための包括的な支援体制を整備します。

【主な取組】 ○多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

（3）各地区における福祉活動への支援

- 各地区の福祉活動における中心的役割を担う地区社会福祉協議会の活動を支援します。
- ボランティア活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。

【主な取組】 ○地区社会福祉協議会の活動支援

- 参加支援事業によるボランティアの育成・支援
- ボランティアセンターの運営支援

（4）経済的に困難を抱える市民の生活基盤の安定と自立の促進

- 経済的に困難を抱える市民に対する相談体制を充実させるとともに、就労支援の体制も充実させ、自立に向けた包括的な支援を行います。
- 世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を図ります。

【主な取組】 ○生活困窮者向け相談・情報提供体制の実施

- 生活困窮者の就労支援の実施
- 学習・生活支援事業の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">地域住民同士のあいさつや声掛けを大事にする地域の活動や行事、ボランティア活動に積極的に参加する近所づきあいの中で、必要に応じて安否確認等を行う
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関連団体など多様な組織が連携する自助・互助力を育成するため、地域行事への参加を積極的に働きかける地域住民同士の声掛けや交流を促し、生活課題の把握に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	61.4% (令和6年度)	65.0%

1－5 高齢者福祉

【関連する個別計画】高齢者福祉計画・介護保険事業計画



目指すまちの姿

○地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、ふれあいとささえあいの中で、高齢者がいきいきと安心して生活することができます。

現状と課題

- 本市の65歳以上の人口は令和6年度（2024年度）末で約1.8万人、高齢化率は27.1%であり、市民の4人に1人が高齢者です。今後、更なる高齢化が見込まれる中、健康寿命の延伸が重要であり、フレイルの予防や要介護状態の重度化防止などの介護予防活動の継続・強化に加え、地域全体で主体的に取り組める環境整備が求められます。
- 要支援・要介護認定率は国や県よりも低いものの、認定者数や介護給付費は増加しており、介護予防の充実が必要です。地域包括支援センターによる支援の充実や、医療と介護の連携の推進を図ることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを進めることが重要です。
- 高齢者の単身世帯や認知症の方の増加が見込まれる中、認知症に関する知識の普及啓発や、地域全体で高齢者を支え合う仕組みの構築が求められています。高齢者が安心して地域で生活できるよう、緊急時への備えを含めた見守り体制の整備が必要です。
- 「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向け、多職種連携や地域のネットワークづくりを強化し、在宅生活を支える包括的な支援・サービス提供体制を地域の特性に応じて拡充していくことが求められます。
- 高齢者が就労、生涯学習、ボランティアなどを通じて社会と関わり続けることは、健康づくりや孤立防止にもつながります。多様なニーズに応じた活動の場を確保し、年齢に関わらず誰もがいきいきと自分らしく生活できる地域づくりを進めていくことが大切です。

施策の方向性

（1）介護予防と健康づくりの推進

- 地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握します。
- 高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための介護予防の取組を推進します。

【主な取組】 ○介護予防活動団体の活動支援

- 介護予防に関する講演会や教室等の開催
- 介護予防サポーター養成及び活動支援

（2）住み慣れた地域での生活支援

- 地域包括ケアシステムの中核を担う基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターが連携して行う包括的な支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険サービス提供体制の充実を図ります。
- 介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。

【主な取組】 ○地域包括支援センターによる相談体制の充実

○在宅医療・介護の連携の推進 ○介護保険サービス事業所の整備

○介護人材の確保・定着に向けた支援

（3）地域で支え合う仕組みづくりの推進

- 住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図るとともに、多様な活動を支援することにより高齢者の社会参加を促進します。
- 認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるよう、地域住民等の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の方や単身世帯などの高齢者を地域で見守る体制の整備を推進します。

【主な取組】 ○住民主体型活動を行う団体の立ち上げ及び運営支援

○高齢者見守りネットワーク活動の実施 ○認知症サポーターの養成

○チームオレンジの活動支援 ○シルバー人材センターの運営支援

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">・ 介護予防の取組に積極的に参加する・ 地域における生活支援等の担い手として活動する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の見守りや支援等を行う・ 地域における各種活動を通じて、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげる

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①要介護認定率	15.6% (令和6年度)	19.7%
②住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいと思う高齢者の割合	80.4% (令和5年度)	81.7%
③地域活動に参加したことがある高齢者の割合	63.3% (令和6年度)	64.7%

1-6 障がい福祉

【関連する個別計画】障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画、
障がい児福祉計画



目指すまちの姿

○障がいの有無にかかわらず、すべての人が協力し尊重し合える共生社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができます。

現状と課題

- 障がい福祉サービスの利用者数は今後も増加が見込まれており、支援ニーズの多様化にも対応する必要があります。そのため、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制やサービス提供体制の充実が求められています。障害者差別解消法の施行や社会福祉法の改正を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 本市における障害者手帳保持者は増加しており、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて身体障がい者は101人増の1,950人、知的障がい者は164人増の703人、精神障がい者は184人増の535人となっています。今後も個々のニーズに応じた支援の提供が重要です。
- 障がいのあるこどもへの支援については、低年齢期からの療育が効果的とされており、将来的な重度化の防止や支援ニーズの軽減に寄与することから、療育と相談体制のさらなる充実を図っていくことが求められます。
- 障がいのある人が日常生活を送る上では、移動手段や日常生活用具の確保といった生活上の障壁への支援が不可欠です。こうした基本的な生活支援の充実が、地域で安心して暮らすための基盤となります。
- 障がいのある人を支える支援者の確保と育成も重要な課題です。親の高齢化や「親亡き後」の支援を見据えた体制づくりを進めるとともに、支援者の質の向上に向けた研修や支援体制の整備が必要です。

施策の方向性

（1）障がいのある人の地域生活支援の推進

- 障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
- 障がいのある人の複雑、多様化する支援ニーズや課題に適切に対応するため、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実を図ります。

- 障がいのある人が安心して働くことができるよう、地域での就業を支援します。
- 【主な取組】 ○障がいのある人等への相談支援の充実 ○基幹相談支援センターの運営
○障がいのあること等への療育の実施
○障がい者の就労促進体制の整備

(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備

- 障がいのある人が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活に関する支援を行います。
- 【主な取組】 ○障がい者等へのタクシー利用料金の助成
○官民協働による地域総合支援協議会実務者会の運営
○福祉作業所の適切な運営

(3) 権利擁護の推進

- 障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
 - 判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。
- 【主な取組】 ○差別解消や虐待防止等に向けた啓発活動の実施
○成年後見制度の利用支援

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくす 障がいの有無に関わらず、ともに活動・交流する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の日常生活や社会活動に関する支援を行う 障がいのある人を積極的に雇用するとともに、職場での合理的配慮を行う

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①車椅子の方など障がいのある人にとって安心して外出できる環境にあると思う市民の割合	24.3% (令和6年度)	29.8%
②障がいのある人が安心して暮らしていると思う市民の割合	31.0% (令和6年度)	35.8%
③就労移行支援事業の利用者数	24人 (令和6年度)	26人

2-1 学校教育

【関連する個別計画】教育ビジョン「教育振興基本計画」



目指すまちの姿

○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られるとともに、開かれた学校づくりが進むことで、地域と協働した学校づくりがなされています。

現状と課題

- 複雑かつ予測困難なこのからの時代を生き抜くことを育成するために、授業のあり方も「主体的・対話的で深い学び」への改善が重要となっています。また、教育課題の複雑化・多様化が進む中、課題解決型学習や探究的な学びを支える読書教育、体験活動の充実が必要です。さらに、ＩＣＴの活用を通じて情報活用能力や情報モラルを育てる情報教育の強化も求められています。
- 令和3年（2021年）4月からはGIGAスクール構想のもと、児童生徒に1人1台のタブレット端末が配備され、個別最適な学びや協働的な学びの実現が進められています。これに伴い、教職員にはＩＣＴを活用した指導力の向上が求められています。あわせて、学校や教職員の業務の適正化を図るとともに、一層の情報化を進める取組も重要です。
- すべての学校に学校司書を配置し、学校図書館支援センターによる運用支援や図書流通システムの整備、調べる学習コンクールの開催などを通じて、学校図書館を活用した学びと読書教育の推進にも力を入れています。
- 通常学級でも個別支援を必要とする児童生徒や就学相談が増えており、基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置を進めるなど、きめ細やかな教育体制の構築が求められています。インクルーシブ教育の推進や、不登校児童生徒の増加を踏まえた支援・相談体制の充実も喫緊の課題です。
- 学校の教育力をさらに向上させ、持続可能な教育活動を推進するために、家庭・地域・学校の連携強化が求められており、コミュニティ・スクールの導入や、減少・高齢化する地域ボランティアに代わる新たな人材の確保も必要です。
- 学校部活動の運営が難しくなる中、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、充実させることが求められています。
- こどもたちが安全・安心に学校生活を送れるようにするために、交通安全や防犯、防災などを日常の学びに取り入れることが大切です。あわせて、学校施設の老朽化に対応した改修など、学校環境の整備も計画的に進める必要があります。

施策の方向性

（1）生きる力を育む学校教育の推進

- 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善や読書教育、体験活動を推進します。
- 児童生徒の情報活用能力（情報モラル教育含む）の育成を図ります。
【主な取組】 ○探究型の学力を育む読書教育の推進
○情報活用能力を育む情報教育（情報モラル教育含む）の推進
○コミュニケーション能力を育む外国語教育の推進
○豊かな心を育む自然体験活動や読書活動の充実
○体力向上に関する指導の充実

（2）一人ひとりを大切にする教育の推進

- 豊かな心の育成と個を大切にした教育を推進します。
- 一人ひとりの可能性を最大限伸ばす教育を推進します。
【主な取組】 ○きめ細やかな教育体制の確保（基礎学力向上支援教員・特別支援教員）
○不登校児童生徒支援体制の充実（巡回相談・教育支援教室・教育相談）
○就学相談・特別支援教育の充実
○未就学児の小学校入学への滑らかな接続

（3）地域や家庭に開かれた学校づくりの推進

- 家庭・地域・学校が一体となって、こどもたちの健全育成や学校運営の改善、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に取り組みます。
【主な取組】 ○コミュニティ・スクールの導入・推進
○地域人材を活用した教育活動の推進
○部活動の地域展開の推進

（4）教育基盤の向上

- 児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備を進めます。
- 教職員が働きやすい環境を整備し、教職員が児童生徒に向き合う時間や教育の質を高める時間の増加を図ります。
【主な取組】 ○学校施設等の環境整備・適正管理 ○教育DXの推進
○教職員の働き方改革の推進
○交通安全・生活安全・防犯・防災の教育の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">児童生徒を取り巻く環境への関心を持つ登下校時の見守りなどに協力する学校行事や学校運営に関する活動に積極的に参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">それぞれの知見等を生かし学校運営に協力する児童生徒を取り巻く環境への関心を高める登下校時の見守りなど防犯・防災に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①「学校が楽しい」と感じる児童生徒の割合	89.9% (令和6年度)	95.0%
②「授業がわかりやすい」と感じる児童生徒の割合	88.7% (令和6年度)	95.0%
③子どもの健全育成に家庭・学校・地域が協力していると思う市民の割合	76.8% (令和6年度)	80.0%

2-2 生涯学習

【関連する個別計画】教育ビジョン「教育振興基本計画」、
図書館サービス網計画、子ども読書活動推進計画



目指すまちの姿

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされるとともに、青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

現状と課題

- すべての年代において、社会環境の変化や地域課題、予測困難な時代に対応した持続的な学習が必要とされており、ICT等の活用や人との交流の機会を提供しながら、学習成果を地域に活かせるよう取組を進めることが大切です。
- 情報化社会の進展により、青少年を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、不登校・いじめ・非行などの社会的課題への対応が求められています。このため、関係機関と連携し、自立心と社会性を育む心豊かな青少年の育成に取り組む必要があります。
- 図書館をあまり利用してこなかった人にも読書習慣が広がり、図書館を身近に感じてもらえるようにするために、課題解決を支援するレファレンスサービスや電子図書館サービスの存在を広く知ってもらい、その活用を促すことが大切です。
- これまで、市民の関心や地域の課題に応じた講座を開催し、学びを通じた地域づくりに力を入れてきました。今後は、こうした講座を活用した人材育成をさらに進めるとともに、社会教育関係団体や生涯学習ボランティア団体との連携を強化することで、市民による社会教育活動の広がりと活性化を目指すことが求められます。

施策の方向性

(1) 生涯学習の充実

- 各公民館、図書館及び博物館等で開催している市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、こどもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の質の向上を図るために多様な生涯学習の場を提供します。
- 図書館では、利用状況や利用者のニーズ、社会情勢等も考慮し、リスクリソースを含めた情報や資料提供による学習支援など、利用者に応じた図書館サービスの充実を図ります。
【主な取組】
 - 地域別課題をテーマとした講座の開催
 - 利用者に応じた図書館サービスの充実
 - 電子図書館の充実及び周知
 - 家庭教育講演会、家庭教育学級の開催
 - 地域でのボランティア活動の場の提供

(2) 社会教育の充実

- 地域活動を担うボランティアの育成を図ります。
 - 社会教育関係団体等が、自主的な活動を継続できるように、団体活動の活性化に向けた支援を行います。
 - 社会教育施設について必要な改修を行い、適切な環境を維持します。
- 【主な取組】 ○生涯学習ボランティア研修会の実施及び活動の周知
○社会教育関係団体等の支援
○図書館等施設及びネットワークの適切な維持管理
○社会教育施設等のあり方の検討

(3) 青少年の健全育成活動の拡充

- 地域の各団体が進める青少年の健全育成活動を支援するとともに、子どもの居場所を提供します。
 - 地域で子どもを見守る放課後こども教室を拡充します。
- 【主な取組】 ○青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議の支援
○放課後こども教室の拡充
○スクールサポーター（元警察官）による児童生徒健全育成活動の推進
○非行防止活動の推進
○青少年相談員活動の支援

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">生涯を通じて主体的に学び、地域活動への参画等で学びの成果を活かす地域のつながりや支え合いに取り組む青少年を取り巻く環境への関心を高める
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">地域のつながりや支え合いに取り組む地域住民の学習活動を支援する青少年を取り巻く環境への関心を高める

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①身近に学習ができる機会があると思う市民の割合	51.5% (令和6年度)	55.0%
②青少年が健やかに育っていると思う市民の割合	76.0% (令和6年度)	80.0%
③電子図書館の貸出冊数	3,016 冊 (令和6年度)	4,000 冊

2－3 文化芸術・文化財

【関連する個別計画】教育ビジョン「教育振興基本計画」、
国指定史跡山野貝塚保存活用計画、
史跡山野貝塚整備基本計画



目指すまちの姿

○市民が文化芸術に親しむ機会が増えるとともに、文化財の価値への理解が深まり次世代に継承するための取組が進められています。

現状と課題

- 本市では、市民芸術劇場や袖ヶ浦美術展の開催支援に加え、こどもたちが文化芸術に触れる機会の提供にも取り組んできました。一方で、実行委員や出品者の高齢化により展覧会の継続が難しくなっており、若い世代の文化芸術への関心を高めるための取組がさらに重要です。
- コロナ禍の影響で民俗文化財の活動が低調となっています。今後はイベント参加などを通じて活動の周知や担い手の確保を図り、あわせて記録保存も進めていく必要があります。
- 国史跡山野貝塚については、整備基本計画に基づき、現地と周辺文化施設を含めた整備を進めるとともに、令和2年（2020年）に結成された山野貝塚ボランティアが、ガイドやイベント補助、環境整備を行い、保存・活用に貢献しています。今後も、ボランティアの自立を支援しながら、山野貝塚の保存活用を継続的に進めることが重要です。
- 市民学芸員は、養成講座の実施により毎年5名程度の新規登録者を迎えていますが、高齢化と活動者の固定化が進み、校外学習などの活動を安定的に支援できる体制の維持が課題となっています。企画展の調査やイベント運営など、様々な活動で市民学芸員と協働しており、今後も継続的な担い手の確保が必要です。
- 市民の文化財への関心の低下が、地域文化の継承に影響を及ぼすことが懸念されます。文化財資料のデジタル化と効果的な公開により、文化財の価値や重要性について市民の理解を深め、文化財の積極的な活用を促すことが求められます。
- 建設から43年が経過した郷土博物館は、建築年数に応じた、適正な維持管理を行う必要があります。

施策の方向性

(1) 文化芸術活動の推進

- 文化芸術活動団体等に対し、展示や演奏を行う場所の提供や発表機会の創出の支援を行うとともに、活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。
- 若い世代をはじめ、より多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供します。
【主な取組】 ○文化芸術活動団体の事業開催の支援 ○袖ヶ浦美術展の開催支援
○芸術活動体験教室の開催

(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

- 国史跡山野貝塚の保存・活用に取り組みます。
- 文化財を適切に保存・継承し、市民が文化財に親しみ、学び、その価値を再認識できる機会を提供します。また、地域の歴史・文化を発信することで、観光客や関係人口・交流人口の増加を目指します。
- デジタル技術を活用した文化財等の情報保存、調査研究、活用、情報提供をするとともに、運営を支えるボランティアの養成と活動を促進します。
【主な取組】 ○山野貝塚の保存・活用の推進 ○文化財の適切な保存と活用
○調査研究成果や文化財情報の発信
○文化財に関わるボランティアの養成と活動支援
○デジタル資料の蓄積と活用 ○施設の修繕等による維持管理

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">● 文化芸術活動に参加する● 地域の歴史・文化を理解し、郷土愛を持つ● 地域の文化財の価値や重要性を理解する● 地域の文化財を発信する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">● 文化芸術活動の自主的な取組● 文化芸術活動への参加者を増やし、活動を活発化する● 地域の文化財の価値や重要性を理解し、保存・活用し、継承する● 地域の文化財を発信する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①1年間に芸術を鑑賞した市民の割合	39.1% (令和6年度)	43.3%
②袖ヶ浦の歴史・文化に興味・関心を持っている市民の割合	45.5% (令和6年度)	55.0%
③郷土博物館本館入館者数	24,936人 (令和6年度)	27,000人

3－1 防災

【関連する個別計画】地域防災計画、国土強靭化地域計画



目指すまちの姿

○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。

現状と課題

- 台風や大雨などの自然災害の激甚化によって、停電や断水、家屋損壊などの被害が発生しており、自然災害への備えと災害発生時の対策のさらなる強化が求められます。
- 「袖ヶ浦市地域防災計画」に基づき防災体制を整備するとともに、大規模災害に備えて災害に強いまちづくりを行うため「国土強靭化地域計画」や「受援計画」を策定するなど、より強固な防災・減災体制の確立を図っています。近年、自然災害の激甚化が危惧される中、これらの計画の策定・見直しに加え、備蓄物資の拡充など、更なる防災・減災対策を積極的に推進していく必要があります。
- 災害から市民の生命、財産を守り、災害による被害を軽減するため、引き続き自主防災組織の新規立ち上げ支援や、既存組織の活動強化、実践的な防災訓練の継続実施等を通じて、地域防災力の更なる向上を図る必要があります。また、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」への取組支援の一環として、行政など関係機関との連絡調整等の役割を担う災害対策コーディネーターの養成を引き続き推進する必要があります。
- 実効性のある避難支援や応援・受援体制を整えるとともに、災害発生後においても情報収集や人命救助・救急・消火等の応急措置、公共施設等の速やかな復旧及び被災者への支援を行う必要があります。
- 防災分野のデジタル化について、国の新たな仕組み検討により、その在り方が大きく変化しています。この動向を踏まえ、効果的なシステム活用を検討し、総合的な防災対策支援や安否確認等に関するシステム導入を行う必要があります。

施策の方向性

(1) 防災対策の強化

- 災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの適正管理を行うとともに、被災者生活再建支援システムを運用し、り災証明を迅速に発行するなど、被災者支援を円滑に進めます。
- 近年の大規模災害の教訓を踏まえ、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の更新などの防災対策を強化します。
- 総合防災ハザードマップについて、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所や、今後予定されている津波浸水想定区域の指定等の更新を行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

- 【主な取組】
- 防災行政無線の適正管理
 - 被災者生活再建支援システムの適切な運用
 - 非常用食糧等の更新・拡充
 - 防災資機材の購入
 - 防災備蓄倉庫の更新
 - 総合防災ハザードマップの更新
 - 防災講座・研修会の開催
 - デジタル技術を活用した防災システムに関する検討・導入

(2) 地域における防災力の強化

- 地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促進するとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
- 災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

- 【主な取組】
- 総合防災訓練の実施
 - 防災資機材の貸与・更新
 - 自主防災組織結成の促進
 - 既存の防災組織の活動強化
 - 防災訓練指導の実施
 - 災害対策コーディネーター養成講座の開催

(3) 災害応急・復旧対策の充実

- 災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする避難所の適切な運営を行うとともに、避難所における生活環境の向上に努めます。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
- 国・県・他自治体・防災関係機関・企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。
- 災害発生時に、要配慮者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。

- 【主な取組】
- 避難所の適切な運営
 - 避難所における生活環境を向上させるための防災資機材の更新・拡充
 - 要配慮者のための防災資機材の更新・拡充
 - 災害発生時の情報収集及び国・県・関係機関との協力体制の充実
 - 災害時応援協定の締結
 - 福祉避難所の運営訓練の実施
 - 要配慮者の情報収集と避難支援者への情報提供
 - 安否確認訓練の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること

- ・防災に対する意識を高め、知識を習得する
- ・防災訓練に積極的に参加する
- ・家庭での食糧の備蓄や非常時の持出品を準備する
- ・家族と避難場所や連絡方法を共有する

地域・団体にできること

- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識を持つ
- ・地域でのコミュニケーションを強化し、住民同士、自治会や消防団など関係組織間の連携強化を図る
- ・災害発生時を想定した、実践的な自主防災訓練を行う

成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和13年度)
①災害に強いまちづくりができていると思う人の割合	34.2% (令和6年度)	43.0%
②日頃から災害への備えをしている市民の割合	63.8% (令和6年度)	67.3%
③避難所・避難場所を知っている市民の割合	87.3% (令和6年度)	90.8%

3-2 防犯・交通安全・消費生活

【関連する個別計画】交通安全計画



目指すまちの姿

- 充実した防犯体制と、防犯・交通安全に対する高い市民意識のもとで、市民が安全で安心して暮らすことができています。
- 市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができます。

現状と課題

- 情報化社会の進展、ライフスタイルの多様化、少子高齢化を背景に、犯罪の手口が巧妙化・複雑化し、高齢者から若年層まで幅広い年齢層において被害が発生しています。この現状を踏まえ、警察や防犯指導員などと連携し、イベント会場などで啓発活動の実施や生活安全メールの配信等を行っていますが、さらなる対策の強化が必要です。
- 防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援し、官民協働による防犯パトロールや啓発活動を実施することで、地域の防犯意識の向上に努めています。また、防犯灯や街頭防犯カメラを設置し、安全で安心なまちづくりに努めています。防犯活動や交通安全活動には、ボランティアの協力が不可欠ですが、高齢化や自治会からの退会などを踏まえ、各団体と連携し、持続可能な人員体制の構築が必要です。
- 交通安全対策として、幼児から高齢者までを対象に交通安全教室や啓発活動を実施し、交通ルールとマナーの向上に努めています。交通事故発生件数は、平成30年（2018年）の214件から令和6年（2024年）の156件と減少していますが、高齢者が関与する事故の割合は、依然として高い傾向にあります。今後も交通事故のさらなる減少に向け、関係機関や団体と連携し、交通安全に関する広報啓発活動や交通安全教室を実施することで、交通ルールやマナーの向上を図る必要があります。
- 高齢者の交通事故防止対策として、シニアクラブ等での啓発や安全教育を実施するとともに運転免許証の自主返納に関する周知を強化することが必要です。
- 消費者意識向上のため、関係機関との連携を強化し、幅広い年齢層を対象とした消費者教室等の開催や啓発活動を行っており、今後も活動を継続することで、消費者被害を未然に防止する必要があります。また、近年、若年層もトラブルに巻き込まれるケースがあるため、市の消費生活センターの認知度向上を図り、情報提供を強化する必要があります。
- 市の消費生活センターの相談体制は整っていますが、今後を見据えて相談員の確保に引き続き努めます。さらに、犯罪手口の巧妙化・複雑化に対応するため、専門家との連携を強化し、相談員のスキルアップを図る必要があります。

施策の方向性

（1）防犯対策の推進

- 防犯灯や街頭防犯カメラを整備し、犯罪を抑止するとともに、警察や関係機関・団体と連携した啓発活動や情報提供を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。

【主な取組】○防犯灯の設置及び維持管理

　○犯罪発生状況等に応じた、効果的な街頭防犯カメラの設置及び管理

　○犯罪被害防止に向けた啓発活動の実施

　○警察や関係団体との連携の強化　　○防犯・犯罪情報の提供

（2）地域におけるボランティア（自主防犯組織・防犯指導員・交通安全協会）の強化

- 市と地域におけるボランティアが連携し、啓発活動などの充実を図るとともに、継続的な支援を実施します。

【主な取組】○ボランティアとの合同パトロール　　○研修会の開催

　○交通・防犯情報の提供　○ボランティア人員の確保に向けた各団体との調整

（3）交通安全の推進

- 警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、幅広い層への交通安全教育や啓発活動を実施します。

- 高齢者の交通事故防止対策を実施するほか、運転免許証自主返納の推進に努めます。

【主な取組】○交通安全教育の実施　　○交通安全啓発の実施

　○高齢者の安全対策の実施　　○交通安全情報の提供

　○運転免許証の自主返納の推進

（4）消費者保護対策の推進

- 消費生活に関する相談等に対し的確な対応を行うことで問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度を高めるため、消費生活センターの周知を図ります。

- 消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上を図り、相談体制を充実させます。

【主な取組】○消費生活相談の実施　　○消費生活センターのPR、啓発

　○消費問題に関する情報の収集とSNS等を活用した市民への情報提供

　○消費生活センター相談員の確保・資質向上に向けた支援制度の活用

　○消費生活相談のデジタル化の推進

（5）消費者意識の醸成

- 関係機関との連携を強化し、幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行います。

- 高齢者や若年層へのきめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害防止に努めます。

【主な取組】○消費生活相談・消費者教室の開催　　○出前講座の開催

　○啓発パンフレット等の作成・配布

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">自主的な防犯意識の向上に努め、防犯対策の実施及び近隣での声かけ、見守りを行う交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全教室や防犯講座に積極的に参加する最新の知識を身につけ、困ったときは身近な人や消費生活センターに相談する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">地域における防犯活動を積極的に推進する地域での児童や高齢者を対象とした見守り活動を実施する悪質事案発生防止のために、地域での見守りや情報共有、啓発活動などを積極的に実施する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①地域の治安が良いと思う市民の割合	80.8% (令和6年度)	83.3%
②人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	5.5件 (令和6年)	5.3件
③安心して消費生活を送ることができていると感じる市民の割合	81.1% (令和6年度)	90.3%

3-3 消防・救急

【関連する個別計画】一



目指すまちの姿

○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火・応急手当への意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができています。

現状と課題

- 令和6年（2024年）の年間火災発生件数は35件とほぼ横ばいで推移していますが、救急出動件数は3,460件と増加傾向にあります。
- 指令業務をちば消防共同指令センターに集約し近隣市との協力体制を強化するとともに、指揮隊を編成し災害現場における指揮命令系統の明確化を図り、効果的な消防活動を行っています。
- 常備・非常備消防車両の計画的な更新、消防・救急活動の確実な通信体制の確保、老朽化が進んでいる消防団詰所の建替えを計画的に行う必要があります。
- 老朽化が進んでいる中央消防署・長浦消防署の集約を含めた統合消防庁舎の建設について、整備方針を定めるとともに、広域化も含めた総合的な検討を進める必要があります。
- 地域防災力の担い手である消防団員の確保、高齢化、団員数の減少という課題を抱えており、今後の消防団活動に支障をきたす分団が出てくることが懸念されています。
- 救急車到着までの間、傷病者のそばに居る市民が重要な役割を果たすため、応急手当の知識と技術の普及を図ることが求められます。
- 火災発生を未然に防ぐため、市民が自ら考え行動できるよう防火意識の向上を図る必要があります。また、コンビナート地区での火災等の事故による被害を軽減するため、事業者の自主保安体制の強化が必要となります。

施策の方向性

（1）消防・救急体制の充実

- 統合消防庁舎の建設の推進、消防車両等の計画的な更新、救急講習等の開催を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。
- 地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員の充実を図ります。

- 【主な取組】
- 統合消防庁舎建設の推進
 - 消防団詰所の建替え
 - 計画的な常備・非常備消防車両及び消防救急無線設備の更新
 - 消防団に関する広報活動等による加入の促進
 - 「マイナ保険証」を活用した救急業務の検討

(2) 救急に対する意識の向上

- 市民及び事業所に対して、応急手当の知識と技術の普及を推進します。
- 救急車の出動件数が増加傾向であることから救急車の適正利用の普及啓発を推進します。

【主な取組】○救急車の適正利用の推進

- 救命講習会の受講の推進
- 子供向けの救急入門コースの実施
- 応急手当協力事業所（「袖ヶ浦市救急ハートステーション」）の認定

(3) 火災予防の推進

- 年齢層に応じた火災予防啓発活動を行い、市民の防火意識の向上を図ります。
 - 事業所への立入検査等の機会を通じて指導し、自主保安体制の強化を促進します。
- 【主な取組】○住宅用火災警報器の普及促進
- 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施
 - 事業所への立ち入り検査の実施
 - 幼年消防クラブ活動の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること

- 防火意識を持ち、消火器や住宅用火災警報器の設置など住宅防火対策に努める
- 消防訓練、救命講習会などに参加し、防火・救命に関する知識を習得する
- 救急車の適切な利用を心がける

地域・団体にできること

- 消防団への加入促進、消防団活動の理解、協力を行う
- 救急事案発生時に、救急車が到着するまで応急手当を行う
- 日頃からあらゆる事故災害等に対応できるよう備える

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①消防・救急体制に安心感を持っている市民の割合	78.9% (令和6年度)	81.0%
②人口10,000人当たりの火災件数	5.3件 (令和6年度)	5.0件

4-1 都市計画・市街地形成

【関連する個別計画】都市計画マスターplan、
市街化調整区域における地区計画ガイドライン、景観計画



目指すまちの姿

○計画的なまちづくりのもとで、生活や交通の利便性が高く、美しい景観をもった市街地が形成されています。

現状と課題

- 市街化区域縁辺部の市街化調整区域では、宅地開発による住宅供給が増えています。一方で、市街化区域においては、将来予想される人口減少に伴い空洞化が進む恐れがあり行政負担の増大が懸念されます。このため、市全体で秩序ある土地利用が求められます。
- 袖ヶ浦駅周辺地域では、袖ヶ浦駅西側地区まちづくり準備会による土地活用等の検討が進められており、更なる活性化が見込まれています。長浦駅周辺地域においては、既存公共施設の利活用を図るなど都市機能の集約拠点として更なる活性化を図る必要があります。また、内陸部の集落地における既存コミュニティの維持やインターチェンジ周辺の土地活用を通じた地域振興なども課題となっています。
- 既成市街地において、狭い道路の解消が進んでいない状況であり、都市的土地区画整理事業が行われていない未利用地も存在しています。道路などの基盤整備や公共投資を通じて、持続可能な市街地形成に取り組む必要があります。
- 良好的な景観の保全や地域特性に応じた景観形成を通じて、市民が心の豊かさや安らぎを感じるまちづくりを推進するとともに、市民との協働で美しい景観のまちづくりを進める必要があります。

施策の方向性

(1) 計画的なまちづくりの推進

- 都市計画マスターplanに基づき、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
- 人口減少や自然災害等に起因する都市の課題に対応するため、立地適正化計画を策定し、居住機能や都市機能の誘導などによる持続可能な都市形成を推進します。
- 災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

【主な取組】○都市計画マスターplanに基づく土地利用の推進

○袖ヶ浦駅西側地区における土地利用の推進

○立地適正化計画の策定及び推進

○インターチェンジ周辺等の土地利用検討

○地籍調査の実施

（2）市街地整備の促進

- 人口減少などの社会的な課題と公共施設の老朽化、災害リスクなどへの対策を検討し、市街地の整備を促進します。
- 市街化区域の生活環境を改善するため、狭い道路の拡幅整備事業の活用を推進します。

【主な取組】○地区計画制度の有効な活用

- 市街地における狭い道路の拡幅整備
- 市街化区域内みちづくり計画要綱の周知

（3）内陸部の活性化

- 地区計画制度の活用等により、豊かな自然環境や農地保全とのバランスを図りながら、人口減少の抑制と地域コミュニティの維持・活性化を目指します。
- 【主な取組】○市街化調整区域における地区計画ガイドラインの周知
○地域活動の拠点づくりの検討

（4）良好な景観形成

- 景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
- 良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るため、啓発活動を行います。

【主な取組】○景観計画や景観条例に基づく規制誘導

- 景観重要樹木・景観重要建造物等の指定
- 景観まちづくり推進団体の活動支援

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること

- 土地利用や道路、身近な景観に关心を持ち、地域コミュニティを維持する

地域・団体にできること

- 地域住民同意のもと地区計画制度等を活用する
- 既存コミュニティを維持・継承する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①都市的未利用地率	8.9% (令和6年度)	8.3%
②住環境が快適であると思う市民の割合	53.1% (令和6年度)	59.0%
③良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	60.8% (令和6年度)	66.0%

4-2 公園・緑地

【関連する個別計画】—



目指すまちの姿

○公園や緑地が適正に維持管理され、憩いや交流の場として活用されています。

現状と課題

- 令和4年度（2022年度）末における本市の市民一人当たりの都市公園面積は12.8m²で、千葉県平均値（6.6m²）や都市公園法施行令の標準値（10m²）を上回っており、多くの公園・緑地が整備されています。
- 市内の都市公園の多くが供用から長期間経過しており、遊具をはじめとする公園施設の老朽化が進んでいます。老朽化への応急的な対策を施していますが、計画的な補修、修繕、更新等を行う必要があります。さらに、公園での犯罪防止の観点から、公園灯のLED化や防犯カメラの設置を進めていく必要があります。
- 臨海部の緩衝緑地をはじめとして、緑地等の樹木が大きく生長していることで隣接地へ越境している箇所が見られ、適切な維持管理を行う必要があります。
- 公園・緑地は、市民同士や市外からの訪問者との交流機会を創出する可能性を有しています。本市の特徴である豊かな公園・緑地を活かして、地域住民の交流促進や交流人口の増加を図るための活用が重要です。

施策の方向性

(1) 公園・緑地の整備・適正管理

- 公園が有する多様な機能を十分に活かし、誰もが快適に利用できるよう、老朽化した施設の補修・更新など計画的な維持管理を行います。

- 【主な取組】
- 公園内老朽施設の点検、補修及び更新、安全対策の実施
 - 多様な手法を用いた公園整備の検討
 - 都市公園の長寿命化修繕計画の策定及び推進
 - 百目木公園プールの長寿命化修繕計画の策定及び推進
 - 公園・緑地の高木の維持管理

(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出

- 袖ヶ浦公園、百目木公園など、公園での地域住民の交流促進や交流人口の増加を図るため、公園を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

- 【主な取組】
- 袖ヶ浦・百目木公園まつりの企画内容の充実とPR活動
 - 民間団体や企業等による公園を活用したイベントの支援
 - 百目木公園を拠点とした地域活性化の検討

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">・公園を利用し、不具合を早期に発見し、公園管理者に伝える・公園・緑地の美化・保全活動に積極的に参加する・公園・緑地を活用したイベントに参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">・公園・緑地の自主的な維持管理・美化活動や自然保護活動への取組に協力する・公園・緑地を活用したイベントを提案・実施する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.4% (令和6年度)	66.0%
②市内公園でのイベントの来場者数	12,500人 (令和6年度)	15,000人

4－3 道路・河川

【関連する個別計画】都市計画マスターplan、道路網整備計画、
自転車活用推進計画、公共下水道事業全体計画、
下水道ストックマネジメント計画



目指すまちの姿

- 都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。
- 河川や雨水排水施設が適切に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

現状と課題

- 袖ヶ浦駅海側地区周辺の都市計画道路の整備や、三箇横田線等における安全性やバリアフリーに配慮した工事を実施しています。市が管理する道路施設については、計画的な点検や維持管理修繕を通じた長寿命化を図る必要があります。
- 館山自動車道や東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道等の道路網により、県内外と良好なアクセス性を有し、(仮称) かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進等による一層の利便性向上と地域活性化が期待されています。
- 主に臨海部において道路の混雑度が高く、朝夕を中心に幹線道路では渋滞が発生していることから、渋滞ポイントにおいて効率的かつ効果的な渋滞対策を進めていく必要があります。
- 通学路について、登下校時の安全を確保するため、危険個所の点検と安全対策を継続する必要があります。また、コロナ禍以降、自転車の活用が推進されている中で、安全で快適な自転車通行空間の整備を図る必要があります。
- 道路除草や街路樹剪定といった維持管理費が年々増加している中で、持続可能な維持管理を行っていくため、街路樹を計画的に伐採、更新する必要があります。
- 市内7本の準用河川と普通河川について、浚渫（川底の土砂を取り除く作業）や定期的な巡視・点検等を行っています。市街化区域内の整備は概ね完了していますが、市街化調整区域には自然護岸が多く残っており、必要に応じた修繕等を行う必要があります。
- 近年の気候変動により頻発化・激甚化する豪雨の被害を軽減させるため、危機管理型水位計及び河川監視カメラを設置し、河川の状況をインターネットで公開しています。住民の迅速な避難行動を促進するとともに、河川管理者・消防等の水防活動を円滑化し、人的被害の軽減を図るため、引き続き事業を推進する必要があります。
- ため池の浚渫により雨水貯留機能を回復させ、河川への流出量を調整できるようにする必要があります。
- 洪水や津波等の被害を軽減させるため、市街化区域における雨水排水施設の整備や機能強化を図り、雨水排水施設や海岸・護岸施設を適切に維持管理していく必要があります。

施策の方向性

（1）都市計画道路及び市道の整備

- 袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線及び南袖大野台線を結ぶ西内河高須線の整備を進め、交通渋滞の緩和や市内における円滑な交通機能の確保を図ります。
- 地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、ユニバーサルデザインに基づいた整備を図ります。

- 【主な取組】
- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ○西内河高須線の整備推進 | ○西内河根場線の整備促進 |
| ○三箇横田線・代宿横田線の整備 | ○飯富29号線・代宿横田線の整備 |
| ○自転車通行空間整備 | ○道路渋滞対策 |
| ○危険箇所の点検・安全対策（歩道整備・安全柵設置等）の実施 | |

（2）道路ストックの適正管理

- 各道路施設について、適切に点検や修繕等を行い、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、安全・安心で快適な道路環境を整備します。
- 市民参加による道路の美化活動の推進を図ります。

- 【主な取組】
- | | |
|--------------------------|-----------|
| ○道路舗装の計画的な修繕 | ○街路樹の適正管理 |
| ○橋梁や大型カルバート、照明灯等の定期点検・補修 | |

（3）広域幹線道路等の整備促進

- 東京湾岸地域とのアクセス向上が期待される東京湾岸道路の整備促進に向け、要望活動を行います。
- 地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や、道路環境の向上のため国県道の整備や改良を関係機関に要望します。

- 【主な取組】
- | |
|------------|
| ○各種要望活動の実施 |
|------------|

（4）河川等の適正管理

- 市内の河川等について、定期的な巡回・点検と計画的な維持修繕等により、河川等の持つ機能の確保に努めるとともに、氾濫時の人的被害の軽減を目的とした情報発信に努めます。

- 【主な取組】
- | | |
|------------------|---------|
| ○河川等の浚渫や機能維持・向上 | ○ため池の浚渫 |
| ○避難行動を促す水位情報等の発信 | |

（5）雨水排水施設や海岸・護岸施設の整備、適正管理

- 降雨による雨水排除を適切に行うため、雨水管の整備や奈良輪雨水ポンプ場の機能強化を図ります。
- 雨水排水施設や海岸・護岸施設の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 水門施設を機能強化し、操作作業の効率化を図ります。

- 【主な取組】
- | | |
|---------------|----------------------|
| ○雨水管の整備、点検、修繕 | ○奈良輪雨水ポンプ場の機能強化、維持管理 |
| ○水門施設の機能強化 | |

市民等に期待される役割

<p>一人ひとりの市民にできること</p> <p>地域・団体にできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川・雨水排水施設の不具合を早期に発見し、SNS等を通じて管理者に通報する 登下校時の見守り活動を行う 自宅付近や護岸施設周辺の除草や清掃を行う <ul style="list-style-type: none"> 道路や河川・雨水排水施設の不具合を早期に発見し、SNS等を通じて管理者に通報する 誰もが円滑に道路を利用できるよう敷地の出入り口や敷地内の工作物、草木等の適正管理に努める 自治会や市民団体等がボランティアで道路や河川の清掃や美化活動を行う（道路アダプトプログラム制度の活用）
--	---

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①道路環境が整っていると感じる市民の割合	50.1% (令和6年度)	56.0%
②都市計画道路の整備率	85.9% (令和6年度)	86.7%
③適切に河川や雨水排水施設が整備されていると思う市民の割合	63.2% (令和6年度)	66.7%

4-4 下水道

【関連する個別計画】公共下水道事業全体計画、下水道総合地震対策計画、下水道ストックマネジメント計画、下水道事業経営戦略



目指すまちの姿

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

現状と課題

- 下水道は、公衆衛生の向上や河川の水質改善など、快適な生活や環境の保全に寄与する重要なライフラインです。本市の公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた整備面積は、1,212haであり、下水道普及率は73.7%となっています。公共下水道の地震対策事業を実施しているほか、公共下水道及び農業集落排水とも包括的維持管理委託を通じて適正に維持管理を行っており、引き続き施設の効率的な運転管理を行う必要があります。
- 今後は、ストックマネジメント計画に基づいて公共下水道施設の老朽化対策を実施し、長寿命化を図るとともに、終末処理場の再構築にかかる長期方針を策定し、今後の整備方針を決定していく必要があります。
- 下水道事業における経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に必要な費用を使用料で賄えていない状況です。適正な使用料を設定することにより、下水道事業の健全化・安定化を図る必要があります。

施策の方向性

（1）下水道施設の適正管理

- 大規模地震に備え、下水管渠の耐震化を推進します。
- 包括的維持管理委託を継続し、施設の効率的な運転管理を行います。
- 公共下水道の施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新を行い、事業費の平準化を図ります。
- 終末処理場については、再構築長期方針を策定し将来的な整備の方向性を定めます。

【主な取組】 ○下水道管耐震化工事の実施

○終末処理場、東部浄化センター、中継ポンプ機場等の適正な維持管理の実施

○下水道施設の点検調査

○マンホール蓋交換工事の実施

（2）下水道事業の経営基盤の強化

- 経営状況の開示等により、市民の下水道事業への理解を深め、下水道事業経営戦略を着実に推進し適正な使用料を設定することにより、経営基盤の強化を目指します。

【主な取組】 ○経営状況の開示 ○適正な下水道使用料の検討

市民等に期待される役割

一人ひとりの
市民にできること

- 下水道にゴミや油を流さないようにする
- 下水道事業へ関心を持ち、理解を深める

地域・団体に
できること

- 下水道事業へ関心を持ち、理解を深める

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	80.8% (令和6年度)	83.0%
②主要管渠の耐震化率	97.1% (令和6年度)	100.0%
③公共下水道事業の経費回収率	90.2% (令和6年度)	100.0%

4-5 住宅

【関連する個別計画】空家等対策計画、耐震改修促進計画、市営住宅長寿命化計画



目指すまちの姿

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家等の適切な管理と有効活用が進んでいます。

現状と課題

- 令和6年度（2024年度）時点で、市内では287戸の空家等が確認されています。指導・助言を実施しても状況が改善されないケースや、所有者が不明の空家等も増加するなど、適切に管理がされていない空家等に関する課題が多様化・複雑化しています。本市では令和7年（2025年）3月に「第2次袖ヶ浦市空家等対策計画」を策定しました。少子高齢化の進行により、今後も空家等の増加が見込まれるため、更なる対策の強化が必要です。
- 木造住宅の耐震化については、耐震診断や耐震改修工事への補助制度を制定し、耐震相談会の実施など耐震化の促進を図っています。補助制度の開始から18年あまりが経過しましたが、建て替え意向や高齢者世帯など個々の事情があり、工事件数は伸び悩み、耐震化が進まない状況です。
- 令和7年（2025年）時点で、市内7物件のマンションのうち、5物件が築20年以上経過しています。施設の老朽化に加え、管理組合の人材不足や収支悪化などにより、今後の管理体制に影響を及ぼすことが懸念されているため、管理意識の向上と適切な管理の促進が必要です。
- 安全な住環境を提供するため、市営住宅長寿命化計画を令和3年（2021年）3月に改定しました。3か所の市営住宅は、建築から50年以上が経過しています。現状に即した予防的な管理と長寿命化のための修繕を推進していますが、今後の市営住宅のあり方について、検討が必要となっています。

施策の方向性

(1) 空家等対策の推進

- 空家等対策計画に基づき、管理が著しく不適切な空家等に対し、改修や除却、活用に関する助言・指導を行います。
 - 他用途への転換が可能な空家等については、利活用を促進します。
- 【主な取組】 ○空家等への助言・指導・勧告の実施 ○空家等のデータベース化及び活用
○空家等の予防対策の実施

(2) 良質な住環境の確保

- 市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具体化に向けた支援を行います。
 - 高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修を支援します。
 - 台風等の強風時の被害を防止するため、瓦屋根の安全対策を支援します。
 - マンションが適正に管理されるよう促進します。
- 【主な取組】 ○無料耐震相談会の実施 ○耐震診断・改修に対する助成
○高齢者等住宅整備資金貸付制度の運用
○瓦屋根改修に対する助成制度の推進
○マンション管理適正化推進計画の策定及び推進

(3) 住宅セーフティネットの形成

- 市営住宅の適切な維持管理と老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化を推進します。
- 【主な取組】 ○各市営住宅の改修工事等の実施 ○市営住宅の集約化等の推進
○県営住宅等公営住宅の情報提供

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">空家等の所有者等は、自らの責任において空家等の適切な管理を行う隣近所の空家等状況を確認し、問題のある空家等があれば市へ連絡する木造住宅の耐震化を行い地震による被害を未然に防ぐ
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">空家バンク等を活用し、空家等の有効活用に努める住民同士で地震災害に備えるための情報を共有する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①市内の空家率	9.8% (令和5年度)	9.8%
②市内木造住宅の耐震化率	91.7% (令和6年度)	95.5%

4-6 公共交通

【関連する個別計画】地域公共交通計画



目指すまちの姿

○地域特性を活かした誰もが利用しやすい移動手段が確保されるとともに、地域全体で支え合う持続可能な公共交通網が形成されています。

現状と課題

- JR内房線やJR久留里線、9路線の高速バスなど、本市と近隣都市を結ぶ公共交通サービスが展開されているほか、市内では、6路線の路線バスと4事業者のタクシーが運行しています。デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」は、令和6年（2024年）10月から市内全域に運行エリアを拡大した実証事業を行っています。
- 高齢化の進展に伴い、交通弱者の買い物や通院といった日常生活における移動手段の確保、外出機会の創出等の必要性が高まっています。既存の公共交通機関の役割を踏まえつつ、地域の実情に応じた新たな移動手段について検討していく必要があります。
- 本市の人口は増加傾向である一方、内陸部では人口減少が進んでおり、地域によって人口動態の状況が異なります。こうした中で、地域ごとの移動ニーズに対応するため、新たな移動手段の検討と同時に、公共交通ネットワークの再編を検討する必要があります。
- 「本市と隣接都市を結ぶ鉄道や高速バスと、市内公共交通機関との乗り継ぎが不便である」という意見のほか、高速バス・路線バスの増便や運行時間帯の拡大を求める声が寄せられています。これらの課題に対応するため、公共交通機関の乗り継ぎ改善や運行サービスの充実を図る必要があります。
- 公共交通事業者が厳しい経営環境に置かれている中、公共交通ネットワークを維持していくためには、市民・地域・事業者・行政など地域社会を構成する様々な主体が連携・協力し、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す必要があります。

施策の方向性

（1）拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成

- 路線バス、デマンド型乗合送迎サービス等新たな公共交通システム、タクシーなどにより、拠点間及び地域間のアクセス性の向上を目指します。
【主な取組】○路線バス事業者への助成 ○路線バスの利便性向上
○デマンド型乗合送迎サービスの実証運行
○自動運転の導入に向けた調査・研究
○移動ニーズを踏まえた公共交通ネットワーク再編の検討

（2）広域アクセスの利便性向上

- J R内房線・久留里線、高速バスの利便性向上を図り、東京、横浜、川崎方面及び近隣自治体へのアクセス強化と利用促進を目指します。
- 利用者目線に立った分かりやすい情報提供に努めます。
【主な取組】○鉄道の利便性向上 ○高速バスの利便性向上
○運行情報提供の充実
○デジタル技術を活用した公共交通の利便性向上

（3）地域全体で支える公共交通の構築

- 多様な主体との連携を強化し、市民の公共交通に対する意識を高めながら、路線バスやタクシーのサービスを確保することで、公共交通の持続可能性を高めます。
【主な取組】○意識啓発を促す利用促進活動の展開 ○運転手の確保策の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの
市民にできること

- 公共交通の必要性を理解し、積極的に利用する

地域・団体に
できること

- 公共交通の必要性を理解し、地域で支えるという意識を醸成する
- 利用者のニーズに応じた運行の確保、維持に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①路線バス交通に満足している市民の割合	28.4% (令和6年度)	32.0%
②高速バス交通に満足している市民の割合	69.9% (令和6年度)	77.0%
③買い物や通院などで、公共交通での移動手段が充実していると思う市民の割合	20.9% (令和6年度)	30.0%

5-1 環境保全

【関連する個別計画】環境基本計画、
地球温暖化対策実行計画



目指すまちの姿

○豊かな自然環境が保全され、地球にやさしい持続可能な社会が形成されるとともに、
快適な暮らしが送られています。

現状と課題

- 国は令和22年度（2040年度）までに温室効果ガス排出量を73%削減する目標を掲げており、目標達成のため地方公共団体には、再生可能エネルギー等の利用促進や脱炭素型の地域づくりの推進、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の形成などといった役割が求められています。また、気候変動問題が社会経済や生物多様性など多岐にわたる分野へ影響を及ぼしている中、気候変動による被害の軽減策の推進が急務となっています。
- 市では、地球温暖化対策実行計画を策定し、令和12年（2030年）における温室効果ガスの削減目標を掲げています。さらには、令和6年（2024年）3月のカーボンニュートラル宣言に基づき、令和32年（2050年）までにカーボンニュートラル（=二酸化炭素実質排出量ゼロ）を実現するため、再生可能エネルギー等の利用や脱炭素社会の実現、気候変動への適応策などを推進しています。
- 生活環境を保全するため、排出源対策や水質改善策を実施し、大気環境と水環境の維持・向上を図るとともに、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づき、金属スクラップヤードにおける不適切な保管状況を監視し、環境リスク低減に取り組んでいます。
- 外来生物や有害鳥獣の増加によって、農作物被害や生態系への悪影響がもたらされています。特に有害鳥獣は市民にとって直接的な脅威にもなっており、防除に関する情報提供や駆除などの対策が急務となっています。
- 市民や事業者が環境問題に关心を持ち、環境保全活動に積極的に参加する機会を作ることが求められます。

施策の方向性

（1）地球温暖化対策の推進

- 市内における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化に起因する気候変動に適応するための方策について周知啓発を図ります。

【主な取組】○再生可能エネルギーの導入促進

- 設備等の脱炭素化及び省エネ行動の推進
- 公共施設の脱炭素化 ○クーリングシェルターの設置と運用
- 循環型経済（サーキュラーエコノミー）の普及啓発
- 脱炭素化に向けた市民の行動促進

（2）快適で安全に生活できる環境の維持

- 公共用水域や事業所に対し、大気や水質などの定期的な環境調査を実施するとともに、環境基準が設定されていない新たな物質について、国や専門機関等が示す科学的知見に基づき必要な対応を実施します。
- 不適切な管理により、周辺環境へ様々な影響を及ぼす可能性のある金属スクラップヤード等について、監視を行います。

【主な取組】○定期的な環境調査の実施及び結果の公表

- 再生資源物の屋外保管に関する条例等の適切な運用

（3）自然環境の保全と共生

- 市内の緑や生態系を維持するため、市民や事業者の協力を得て自然環境を保全します。
- 農作物や生活環境への被害、生態系に影響を及ぼす有害鳥獣や特定外来生物について、被害の未然防止のため、普及啓発や防除を行います。
- 多様な生物が生息、生育できるよう、生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図ります。

【主な取組】○緑化協定、保存樹木・樹林の保全

- 自然環境保全緑地の整備及び今後の整備体制の検討
- 有害鳥獣・特定外来生物の駆除・防除のための普及啓発
- 生物多様性の理解の促進及び生物生息環境の保全

（4）環境保全意識の向上

- 環境講座や環境イベントの開催など、市民が環境に対する知識を深める機会を作るとともに、あらゆる媒体を活用した周知啓発を行うことで、市民の環境意識の向上を図ります。
- 市民が環境保全活動に積極的に参加できる機会を設けるとともに、自発的な環境保全活動を支援することで、さらに環境に対する意識を高めます。

【主な取組】○環境保全に関する周知啓発

- 環境学習講座等の実施及び地球温暖化対策に関するイベントの開催
- 市内一斉清掃など環境保全活動へのボランティア団体等の参加の呼びかけ
- 市民などによる自発的な環境保全活動への支援

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">日常生活での省エネルギー行動を実践し、脱炭素化設備等を導入する地球温暖化による気候変動を理解し、適応に向け行動する環境美化活動や環境保全活動に積極的に参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">法令を遵守し、公害の発生を防止する温室効果ガス排出削減に努める環境美化活動や環境保全活動の実施または参加に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①まちがきれいだと感じている市民の割合	64.7% (令和6年度)	66.5%
②省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.8% (令和6年度)	81.0%
③市内公共施設の温室効果ガス排出量 (平成25年度比)	70.0% (令和6年度)	50.0%

5-2 廃棄物・リサイクル

【関連する個別計画】一般廃棄物処理基本計画



目指すまちの姿

○ごみの減量化・再資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしく持続可能な形で資源を利用する循環型社会に移行しています。

現状と課題

- 1人1日あたりのごみの総排出量は減少傾向にあります。資源物となる紙類等の排出量も減少しているため、リサイクル率は横ばい傾向にありますが、さらなる再資源化を推進する必要があります。
- 令和4年（2022年）4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチックに係る資源循環の一層の促進が求められています。現在、プラスチックリサイクルの実施に向け、具体的な手法の検討等を進めています。
- 全国的に廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池等に起因する火災等が頻発しており、こうした突発的な事故等の防止対策や適正な処分体制の構築が課題となっています。
- ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設は、それぞれ築30年以上が経過しており、老朽化に伴う機器類の経年劣化に起因する動作不良や、事前の検査や監視では予知することができない故障等が生じています。ごみやし尿を安定的に処理するため、施設の計画的な改修等を行う必要があります。
- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道設備が敷設されていない地域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。
- 現在、君津地域4市で実施している君津地域広域廃棄物処理事業は令和8年度（2026年度）末をもって終了し、令和9年度（2027年度）からは君津地域と安房地域の6市1町による第2期君津地域広域廃棄物処理事業に移行する予定であり、事業を円滑に継続していく必要があります。
- 不法投棄対策として、パトロールや監視カメラの設置等の監視活動により抑制を図っていますが、完全な防止には至っていない状況です。また、不適正な土砂等の埋立ても発生しており、土壌の汚染や崩落等の災害が懸念されます。

施策の方向性

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

- ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、プラスチックリサイクルを含むごみ処理の総合的な見直しを行います。
- ごみの分別の徹底による再資源化を進め、循環型社会の構築を図ります。
【主な取組】
 - ごみ減量化の普及啓発
 - 事業者へのごみ減量化の指導の徹底
 - プラスチックリサイクルを含むごみ処理の総合的な見直し
 - ごみ再資源化の普及啓発
 - 子ども服リユース企画等の実施

(2) ごみ処理の適正化

- ごみの適切な分別の啓発を行うことで、リチウム蓄電池等に起因する火災等の突発的な事故の抑制を図ります。
- ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設については、計画的に改修・更新を行うことで、施設の長寿命化とコストの平準化を図ります。
- 令和9年度（2027年度）から稼働予定の第2期君津地域広域廃棄物処理施設について、関係団体と連携し事業を進めます。
【主な取組】
 - ごみの適切な分別の啓発
 - ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の計画的な改修・更新
 - 第2期君津地域広域廃棄物処理施設の稼働及び現行施設の終了に向けた取組の実施

(3) し尿処理の適正化

- し尿処理施設については、計画的に改修・更新を行うことで、施設の長寿命化とコストの平準化を図ります。
- 合併処理浄化槽の普及を促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。
【主な取組】
 - し尿処理施設の計画的な改修・更新
 - 合併処理浄化槽の普及に向けた啓発活動の実施
 - 合併処理浄化槽設置への補助の実施

(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

- 廃棄物の不法投棄と、土砂等の埋立てによる土壤汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。不法投棄等の事案が発生した場合には、関係機関等と連携して対処します。
【主な取組】
 - 市及び不法投棄監視員によるパトロール活動の実施
 - 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置
 - 広報・啓発活動の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">• 必要ないものは買わずに、ごみを排出する際は分別を徹底する• リサイクルショップやフリーマーケット等を活用し、再利用する• ごみステーションを適正に管理する• 料理の作り過ぎや食べ残しをなくすなど、食品ロス削減に取り組む
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">• 排出するごみの分別を徹底する• ごみの排出抑制、再利用・再資源化の意識を醸成する取組を推進する• 自治会等による資源回収事業に参加し、リサイクルに取り組む

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①ごみ総排出量に対するリサイクルの割合	24.9% (令和6年度)	今後設定※
②1人1日あたりのごみの総排出量	841g (令和6年度)	今後設定※

※「一般廃棄物処理基本計画」の見直しの内容を反映し決定します。

6-1 農林業

【関連する個別計画】産業振興ビジョン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、森林整備計画



目指すまちの姿

○農林業基盤整備等の実施により効率的な農業生産が行われ、農地集積が進むことにより魅力のある農畜産物が生産されています。

現状と課題

- 本市の令和5年（2023年）の農業産出額は、80.9億円（県内16位）で、恵まれた自然環境と大消費地に近いという立地特性を活かし、野菜（20.0億円）、米（10.2億円）、鶏卵（20.0億円）、肉用牛（10.0億円）、生乳（12.0億円）など均衡のとれた農業が営まれています。
- 都市化の進展に伴う経営規模の零細化、農業労働力の他産業への流出、農業従事者の高齢化等による担い手不足、肥料飼料の物価高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、令和2年（2020年）の農家数は946戸（平成27年の1,238戸から23.6%減）と大きく減少しています。
- 農地の環境を守ることは、有害鳥獣の生息域の拡大を防ぎ、美しい景観を維持するために欠かせません。しかし、農業従事者の担い手不足のため、草刈り等の環境保全活動に支障をきたしており、耕作放棄地の拡大が課題となっています。
- 消費者の食に対する安全・安心のニーズに対応した農畜産物の生産や、スマート農業の推進、高付加価値化の推進などを支援することで、農家の収益力を向上させ、安定的に稼げる農業につなげていくことが必要です。
- 収穫体験など農業と触れ合う機会の充実や、生産者と消費者の交流を促進することにより、農業に対する市民の理解や関心を深め、市外から人を呼び込むとともに、地産地消を推進していく必要があります。
- 林業については、森林所有者の経営意欲の低下や、所有者が分からぬ森林の増加、境界がはっきりしない森林の存在、担い手の不足等により手入れが行き届かない森林が増えていることが課題となっています。木材等の生産や生物多様性の保全、防災機能といった森林が担う多面的な機能を今後も十分発揮していくため、適切な森林管理を行うことが求められています。

施策の方向性

（1）農業経営体制の強化

- 認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農の取組を支援することで、安定した農業経営を目指します。
- スマート農業に取り組む農家の支援や、地域計画の策定、土地改良事業の推進を通じて、農地の担い手への集積と生産性の向上を図ります。
- 農業の発展と効果的な土地利用を図るために必要な施策を講じることを目的として、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

【主な取組】 ○農業事業者の大規模化・法人化、集落営農組織の設立促進

- 新規就農者や後継者の育成支援
- スマート農業の導入を検討する農家の支援
- 地域計画の策定
- 土地改良事業の推進
- 農業振興地域整備計画の改定

（2）農地環境対策の推進

- 地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
- 有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ＩＣＴの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

【主な取組】 ○多面的機能支払交付金の活用

- 有害鳥獣駆除及び防護柵設置

（3）高付加価値農業の推進

- 付加価値の高い農畜産物の生産を支援するとともに、積極的なＰＲの実施や異業種との連携を検討することで、高付加価値化と販路拡大を図ります。

【主な取組】 ○付加価値の高い農畜産物への生産の支援・ＰＲ

- 新たな販路拡大に向けた活動支援

（4）農業と触れ合う機会の拡大

- 市民が農業に親しみ、市外から人を呼び込めるよう、栽培体験や収穫体験などの機会の充実を図ります。また、農畜産物直売所では、地元産の食材を積極的に活用する地産地消の取組を進めます。

【主な取組】 ○栽培・収穫体験機会の充実によるグリーンツーリズムの推進

- 農畜産物直売所での地元農産物の販売促進
- ひらおかの里農村公園を活用した農業にふれあう機会の提供
- 農業センターでの農業関連情報の提供や技術研修等の実施

（5）森林環境譲与税を活用した森林整備

- 森林所有者に対する意向調査の結果を参考に、森林整備事業の実施を検討します。

【主な取組】 ○森林環境譲与税を活用した森林整備事業の検討

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①認定農業者数	118人 (令和6年度)	132人
②地域計画策定件数	4件 (令和6年度)	11件

市民等に期待される役割

一人ひとりの 市民にできること	<ul style="list-style-type: none">農業の必要性を理解し、地産地消の取組に協力する森林の維持管理に協力する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none">農業の必要性を理解し、地産地消の取組に協力する農業や農産物について市内外に情報発信する農家の生産力向上、販路拡大、ブランド化による収益力向上を支援する有害鳥獣による農作物被害の軽減について、地域ぐるみで取り組む

6-2 商工業

【関連する個別計画】産業振興ビジョン、創業支援事業計画



目指すまちの姿

- 市内商業者がいきいきと働くことにより、魅力とにぎわいが創出されるとともに、エネルギー産業や製造業など様々な企業が地域とともに持続可能な社会に向けて歩んでいるまちとなっています。
- 市内の企業や事業所において必要な人材が確保され、また、意欲を持つすべての人がいきいきと働くことができる就業機会と就労環境が整っています。

現状と課題

- 本市の商業は、千葉商圈と木更津商圈に挟まれていることに加え、インターネットショッピングの普及により、独自の商圈を確立しづらい状況にあります。一方で、袖ヶ浦駅や長浦駅周辺には、飲食店やサービス業の個店が立地し、袖ヶ浦駅北口側には新たにショッピングモールが立地するなど、地域のにぎわいを創出しています。
- 地元商業者においては、高齢化や後継者不足等の影響により、商店会活動が減少傾向にあることから、個店の魅力向上と地元商店街の活性化が重要になっています。
- 本市の臨海部には石油化学コンビナートを中心とする製造業が立地し、雇用や税収に貢献しています。内陸部においても、袖ヶ浦椎の森工業団地が整備され、企業進出が進んでいます。しかし、国際競争の激化や国内需要の低迷、施設の老朽化を背景に、事業の再編・集約が進んでいます。さらに、カーボンニュートラルへの取組が求められており、環境対策の強化や成長分野への投資促進に加え、工場用地の有効活用についても促進する必要があります。
- 中小企業は、原材料価格や人件費の高騰、人材不足、経営者の高齢化、後継者不足など、厳しい経営環境に直面しており、今後もニーズに応じたきめ細かい支援が求められます。併せて、立地企業の競争力強化のため、県や近隣市と連携し、規制緩和等を引き続き働きかけていく必要があります。
- 市内における創業支援について、引き続き、商工会や金融機関等と連携しながら、創業前から創業後までを一貫して支援していく必要があります。
- 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などにより、市内の企業や事業所においても人材確保が難しくなっていることから、企業説明会等の開催や、若者の定住促進も視野に入れた企業とのマッチング支援を検討する必要があります。
- 就労支援においては、就業者が安心して働き続けることができる労働環境づくりを継続し、働く人それぞれの事情にあった働き方ができる環境を整える必要があります。
- 性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、多様な人材の社会進出を促すため、今後も様々な人材の雇用・就労ニーズのマッチングに取り組む必要があります。

（1）活力ある商業の推進

- 商店街の環境整備やイベント開催を支援し、個店と商店街の魅力向上を図るとともに、にぎわいと交流の創出に取り組みます。
【主な取組】○商工会活動の支援　　○商店街が行う市民交流活動への支援
　　○SNS等を活用したイベントの周知

（2）力強い工業の推進

- 事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や成長分野への投資促進に加え、工場用地の有効活用についても促進します。
- 立地企業の競争力強化のため、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。
【主な取組】○企業の設備投資等に伴う各種奨励金の交付
　　○カーボンニュートラルに向けた取組への支援
　　○工場敷地外緑地制度の運用

（3）中小企業の支援

- 中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援を行うとともに、企業説明会等による人材確保面での支援を行います。
- 商工会と連携し経営に関する相談体制を充実させ、事業承継、事業継続、DX及び創業についての支援を行います。
【主な取組】○融資及び利子補給制度の運用　　○企業説明会等の開催
　　○事業承継、事業継続及びDX対策の推進　　○創業支援の実施

（4）雇用の促進と人材確保

- 市内事業者の雇用機会や人材を確保するため、企業説明会等を開催するとともに、若者の定住促進も視野に入れたマッチング支援を行います。
- 外国人労働力の活用を検討する事業者に対し、外国人雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。
【主な取組】○高校生・一般向けの企業説明会の開催
　　○民間企業が開催する就職面接会の開催支援
　　○外国人雇用に関する情報提供
　　○若い世代の人材確保に向けた助成

（5）就業機会の拡大

- ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、年齢・性別に関わらず、希望する形で就労を実現できるよう支援します。
【主な取組】○就職支援セミナー、就業相談の実施

(6) 就労環境の充実

- 関係機関と連携し、労働時間の短縮や育児休暇取得の促進など、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現や労働環境の改善、働き方の多様化に向けた啓発活動を推進します。

【主な取組】 ○職場環境改善に向けた関係機関との連携強化

○労働法制、ワーク・ライフ・バランスに関する周知活動の推進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">市内商店で積極的に購買する積極的にイベントに参加し、個店や商店街の魅力を市内外に発信する地元企業への就職を検討する働き方の見直しなど、労働者としての意識改革を行う
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">各事業者が魅力向上に努め、連携して市内の需要喚起をする環境に配慮した設備投資を行う地域の多様な人材を積極的に雇用し、従業員の教育・能力開発を行う多様な働き方に対応した働きやすい職場環境づくりに取り組む

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①商工会加入率	53.9% (令和6年度)	61.5%
②市内における創業件数	25件 (令和6年度)	30件
③企業振興条例指定件数	8件 (令和6年度)	8件
④就労マッチングによる就職者数	4人 (令和6年度)	10人
⑤市内の職場が働きやすい（働きやすそう）と感じる市民の割合	55.0% (令和6年度)	56.8%

6-3 観光

【関連する個別計画】産業振興ビジョン



目指すまちの姿

○地域資源の活用により、自然と都市機能が調和した観光地としての魅力が向上し、多くの人が集まりにぎわいが創出されています。

現状と課題

- 本市には、高い知名度と集客力を持つレジャー施設をはじめ、内陸部には、田園や里山の美しい景観、地元農産物の直売所や観光農園など、多様な観光資源があります。
- 近年では、東京湾アクアラインや館山自動車道を活用した都心からの優れたアクセス性と、近隣市における大型商業施設の立地により、対岸から訪れる観光客は年々増加しています。令和6年（2024年）の観光入込客数はコロナ禍以前の161万人（令和元年（2019年））を超える182万人に達しました。
- 観光振興の推進には、地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的とする（一社）袖ヶ浦市観光協会の活動をより活性化していくことが重要です。
- 観光客の増加を地元での消費につなげるためには、観光客の市内回遊性を高める必要があります。そのため本市だけでなく、近隣市を含め観光に関連する幅広い主体が連携し、回遊ルートの創出に取り組む必要があります。
- 観光地としての魅力を向上させるため、本市のブランド力向上につながる新たな地域資源の発掘や、地域資源を活かした特産品の開発、観光メニューの拡大に取り組む事業者を支援していく必要があります。
- 首都圏を中心とする国内観光客や、訪日外国人観光客の取込みに向け、より戦略的・効果的なPR手法を検討し、実施していく必要があります。

施策の方向性

(1) 観光振興に向けた体制づくり

- 地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的とした事業展開を行う（一社）袖ヶ浦市観光協会の活動を支援します。
【主な取組】○（一社）袖ヶ浦市観光協会の活動支援

(2) 観光地としての魅力づくり

- 近隣市との広域的な連携を通じて、回遊性を高める取組を推進します。
- 新たな地域資源の発掘や、地域資源を活用した観光メニューの開発支援等を行います。
【主な取組】○近隣市と連携した広域的な地域回遊性を高める取組
 - 市内の観光スポットや店舗を巡る取組
 - 地域資源を活用した新たな観光メニュー等の開発支援
 - 季節に応じたイベントの開催

(3) 観光情報の発信・充実

- さまざまな媒体を活用し、戦略的・効果的に本市の魅力を国内外へ情報発信します。
【主な取組】○ホームページ、各種SNS、ガイドマップ等を活用した効果的な情報発信
 - 市内外の集客施設を活用した観光PR
 - 多言語に対応したホームページやデジタル観光ガイドマップの周知

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること

- 市内外の観光情報に关心を持つ
- 積極的に地域のイベント等に参加し、本市の魅力を市内外に発信する
- 観光資源の保存や活用への理解と協力をする

地域・団体にできること

- 観光メニューの創出と、観光コンテンツの磨き上げに取り組む
- 観光資源の保存や活用への理解と協力をする

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①年間観光入込客数	182万人 (令和6年)	200万人
②観光客や市外からの来訪者でにぎわっていると感じる市民の割合	26.3% (令和6年度)	27.7%

7-1 地域コミュニティ

【関連する個別計画】協働のまちづくり推進計画



目指すまちの姿

○市民が地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に地域コミュニティ活動に参加することで市民がつながり、また地域の多様な団体が互いに連携しながら、地域活動が活発に行われています。

現状と課題

- まちづくりに関心がある市民の割合は57.7%で、平成29年（2017年）の62.1%から減少しています。また、実際に地域活動に参加したことがある市民の割合についても51.5%で令和元年（2019年）の51.9%から減少しているため、さらに地域活動への参加意識の醸成を図っていく必要があります。
- 地域のまちづくりを担う自治会の加入率は低下傾向にあります。その要因には、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い地域のつながりが希薄化していること、新たに宅地開発された地域においてコミュニティの醸成が進んでいないこと、また高齢化による退会などがあります。地域活動を維持していくためには、地域住民で構成される様々な団体やボランティアについても、担い手の確保・育成を図っていくことが求められています。
- 地域コミュニティ活動を活性化していくためには、その活動情報を積極的に広報して地域住民の理解促進と意識向上を図り、担い手の育成を行うことが重要です。また、地域活動が持続可能なものとなるよう、自治会の運営維持に関する検討や、多様な地域コミュニティ団体が連携して地域のまちづくりに取り組めるようにするための対応をしていく必要があります。
- 本市では、防災活動や防犯パトロール活動、清掃活動、高齢者の生活支援など、地域コミュニティ団体が地域の課題解決に取り組んでいます。多様化する地域ニーズに対応するため、地域コミュニティ団体の推進拠点となる交流センター（市民活動サポートセンター）における各種支援など、地域コミュニティ団体との連携・協働が求められています。
- 交流センターについては、社会教育と協働のまちづくりを一体的に推進する地域の拠点として、施設の利便性や機能の向上、運営等について検討していく必要があります。

施策の方向性

（1）市民の地域コミュニティへの参加促進

- 地域コミュニティの重要性について意識啓発を行うとともに、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めます。

- 【主な取組】
- 市民活動団体の活動内容に関する情報発信
 - 地域のまちづくりを進める人材の育成
 - 自治会運営や活動への支援
 - 自治会のあり方検討と自治会DXの推進

（2）地域コミュニティの活動と連携の促進

- 地域の多様な団体による活動が活発に行われるよう支援するとともに、各団体それぞれの強みを活かしながら連携し、地域の活性化や課題解決に取り組めるように支援します。

- 【主な取組】
- 市民の交流の場の確保
 - 市民活動団体の活動への支援
 - 地域まちづくり協議会の設立・運営支援
 - 市民活動団体間における連携構築の支援

（3）地域コミュニティとの協働推進

- 地域コミュニティと市が互いの特性や立場を尊重し、適切な役割分担の下で連携協力することで、地域のまちづくりを進めます。

- 【主な取組】
- そでのわ（市民活動サポートセンター）・そでふれば（市民協働会議室）の運営
 - 協働事業提案制度の活用

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">自分が住んでいる地域への関心を持つ地域コミュニティ活動に参加して、協力する地域の課題、まちづくりに関心を持ち、自らができることに取り組む
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">実施している活動の維持・充実を図る各団体の特性を活かし、連携・協力を行う市と連携できる取組を提案する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①まちづくりに関心がある市民の割合	57.7% (令和6年度)	72.0%
②地域活動に参加している（したことがある）市民の割合	51.5% (令和6年度)	64.0%
③そでのわ（市民活動サポートセンター）登録団体数	17 団体 (令和7年度)	30 団体

7-2 人権・多様性・多文化共生

【関連する個別計画】男女共同参画計画、
国際化基本方針

目指すまちの姿



- 市民一人ひとりがともに認め合い、互いの人権を尊重しながら共生できる社会、個性の尊重と自分らしい生き方を選択できる社会に向けた意識づくりが進んでいます。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向、価値観などの多様性への理解が深まり、国籍や民族など異なる文化を持った人々が互いの文化的違いを認め合うようになっています。

現状と課題

- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向、価値観に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱える様々な方について、社会全体で多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境を整える必要があります。
- 人権侵害については、インターネット上での人権侵犯事件数など未だに高い数値となっており、市民一人ひとりの意識を高める取組が求められます。
- DVの根絶に向けた情報発信や意識啓発を積極的に行うとともに、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行う必要があります。
- 犯罪等の被害者及びその家族または遺族が、精神的・経済的な困難に直面し、社会において孤立しないように、地域全体で理解を深め、県などの関係機関との連携により適切に支援を行う必要があります。
- 性別に関わらずすべての人が自分らしい生活を送ることができるよう、男女共同参画やLGBTQ+（性的少数者）への理解促進が必要です。また、外国人労働者の受入拡大等により、令和7年（2025年）4月時点における本市の外国人住民数は1,316人と平成31年（2019年）4月から約1.7倍に急増し、外国人住民の児童生徒も増加傾向にあることから、多様性の尊重と多文化共生への取組が重要となっています。
- 外国人住民の生活支援のほか、市からの情報発信や災害時における支援等を円滑に行うにあたり、日本語習得を推進するための支援の取組が今後も求められます。
- 多文化共生を推進するため、国際交流協会の会員数拡大に向けた活動や、運営に関する支援を行い、市民レベルでの国際交流を推進していく必要があります。
- 本市では、ブラジル連邦共和国のイタジャイ市と姉妹都市交流を行っており、市民活動団体が定期的に交流しています。国際交流活動の推進にあたって、姉妹都市や他の海外都市ともより多くの交流の機会を創出していく必要があります。

（1）人権擁護の推進

- 人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識や様々な人権問題について考える機会を提供し、人権意識の高揚を図り、人権に関する問題を解決するための相談体制の充実を図ります。
- 関係機関等と連携し、DV事案の発生に対し的確に対応します。
- 犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るための支援を行います。

【主な取組】○小中学校での人権教室の開催 ○人権相談の実施

○人権擁護委員協議会の活動支援 ○DV相談の実施

○犯罪被害者等への支援

（2）男女共同参画・ジェンダー平等の推進

- 男女共同参画推進員等と連携しながらセミナーや広報活動を通して意識啓発を推進し、性別に関わらず一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、家庭、地域、職場、学校等における支え合いや、その個性、能力を発揮できる環境整備に取り組みます。
- LGBTQ+（性的少数者）に関する理解促進のための啓発などを行い、個性の尊重と自分らしい生活を送ることができるよう取り組みます。

【主な取組】○男女共同参画のセミナー及び出前講座の開催

○ワーク・ライフ・バランスの普及促進

○LGBTQ+に関する理解促進

○パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運用

（3）多文化共生・国際交流の推進

- 多言語での情報提供や日本語学習支援等を行い、外国人住民が安心して暮らせるよう取り組みます。
- 国際交流協会や市民団体等と連携し、地域コミュニティへの参加や異文化交流の機会を広げ、多文化共生と相互理解を促進します。
- 市民が外国の文化や習慣に触れる機会を提供し、国際交流に関する意識の醸成と交流活動の活性化を図ります。

【主な取組】○多言語での情報提供と日本語学習の支援

○外国人住民の地域交流への参加促進

○異文化への理解促進と交流機会の創出

○国際交流協会等との連携・支援 ○姉妹都市等との交流

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">お互いの違いを認め合い、尊重しあう心を持つ人権を尊重する性別による固定的な役割分担の意識をなくすDVに関する事案に関心を持ち、気になることがあれば早急に通報する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">性別にかかわらず一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに働きやすく、活躍できる環境を整える外国人が日本の生活習慣や文化を理解できるよう支援する市民が外国人と交流し、コミュニケーションを図る機会を設ける

成果指標

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和13年度)
①年齢、性別、障がいの有無、国籍などによる差別があると感じる市民の割合	38.6% (令和6年度)	30.0%
②地域社会の中で男女の地位が平等と感じる人の割合	49.2% (令和6年度)	55.0%
③外国人住民にとって暮らしやすいと感じる市民の割合	46.6% (令和6年度)	58.0%

8-1 情報共有・発信

【関連する個別計画】 そでがうらシティプロモーション戦略基本方針



目指すまちの姿

○広報・広聴活動の充実により市民と行政との間で情報が共有され、シティプロモーションの推進により本市に興味・関心を持つ人が増えています。

現状と課題

- 本市では、市民が必要とする情報を提供するため、広報紙やホームページ、生活安全メール、SNS、メディア等を活用し、積極的な情報発信を実施していますが、市の広報・広聴が適切に行われていると感じる市民の割合が低下しています。市民が興味、関心を持つような情報発信の工夫が必要です。
- 多様化する市民ニーズを適切に市政に反映させるため、市長と一緒にティータイム（意見交換会）の開催や、市民からの意見・提言・要望等を把握する「市民の声」制度の運用を実施しています。今後も市政への参加意識向上や参加機会の確保が必要です。
- 「そでがうらシティプロモーション戦略基本方針」に掲げる「将来にわたって、持続的に発展していくまち“袖ヶ浦”」の実現に向け、まちづくり、産業振興、福祉・教育の充実といった施策と連携し、交流人口の増加や移住・定住を促進するアウタープロモーションと、市民の定住意向を高め、地域への愛着・誇りを育むインナープロモーションを推進しています。今後も、両方の視点からシティプロモーション活動を実施していく必要があります。

施策の方向性

（1）市政情報発信の充実

- 広報紙やホームページ等による情報発信について、市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、SNSなどを活用した情報発信も積極的に実施します。
 - 防災・防犯など、市民の生活の安全に関する情報を、迅速かつ的確に市民に提供します。
- 【主な取組】○「広報そでがうら」の発行と周知活動の実施
○市ホームページの管理・更新
○生活安全メールの配信 ○SNSなどを活用した情報の発信

（2）広聴活動の推進

- 多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴取する広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。
- 【主な取組】○市長との意見交換会などの開催
○市民の声の聴取 ○パブリックコメント手続の実施

（3）シティプロモーションの展開

- ホームページや各種メディアを活用した情報発信、協働によるPR活動の充実を図り、アウタープロモーションと、インナープロモーションの両方の視点からシティプロモーションを積極的に推進します。
- 【主な取組】○ホームページや各種メディアを活用した情報発信
○協働によるシティプロモーションの推進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">・市政に関する情報収集を積極的に行う・市の魅力を知り、自ら発信する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">・自らの団体が関わる分野の情報を積極的に発信する・外部への情報発信を行う際に、袖ヶ浦市のPRをするよう努める

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①市の広報・広聴が適切に行われていると感じる市民の割合	64.4% (令和6年度)	71.0%
②ホームページ全ページビュー数	3,519,630PV (令和6年度)	3,600,000PV

8－2 行政運営

【関連する個別計画】行政改革大綱、定員管理方針、人材育成方針



目指すまちの姿

○社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民に信頼される行政運営が、効果的・効率的に行われています。

現状と課題

- 本市では安定した行政運営を実施するため、第7次行政改革大綱のもと、業務の効率化やDX推進に取り組んでいるほか、職員の資質・能力の向上を図るため、人材育成方針に基づき計画的な研修の実施や人事評価制度の運用を図っています。
- 少子高齢化への対応、新法の制定や法改正等により、自治体が行う業務は増加し、多様化・複雑化しています。こうした課題に対応しつつ、市民の利便性向上を図るためにには、一定以上の資質・能力を有する職員の確保と、より一層効率的な行政運営を推進していく必要があります。
- 医療、ごみ処理、水道事業、火葬場といったスケールメリットのある施策においては、近隣自治体と連携した広域行政による対応が効果的です。本市においても、広域行政を行っている各種取組が今後も安定的に実施されるよう、構成団体との連携を密にしていく必要があります。
- 情報化社会を迎えるにあたり、個人情報などの機微な情報を適切に管理し、情報セキュリティインシデントが発生するリスクが高まっています。このため、本市でも情報技術の導入に伴い、個人情報などの機微な情報を適切に管理し、情報セキュリティインシデントが生じないよう高度な対策を講じる必要があります。

施策の方向性

(1) 効率的な行政運営

- 人口減少時代における労働力の確保だけでなく、既存の労働力をより効率的に運用できるよう、デジタル技術を活用し、業務の効率化を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、業務システムを効率的に運用することにより、行政コストの最適化を図ります。

- 【主な取組】
- 業務システムの見直し・調達
 - デジタル技術の活用による業務の効率化
 - 自治体フロントヤード改革（窓口業務等の改善）の促進

(2) 人材の確保・育成

- 今後の行政運営に必要となるスキルを有した人材を幅広い視点で確保するよう取り組みます。

- 【主な取組】
- 必要な人材の確保
 - 職員研修の実施・職員の派遣
 - 人事評価制度の運用による人材育成の実施

(3) 広域行政の安定化

- 安定的な広域的行政を展開するため、広域行政に係る事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上について、県や近隣市等との連携を図りながら推進します。

- 【主な取組】
- 広域行政により実施している事業や財務状況の把握、必要に応じた対応

(4) 情報化社会における情報セキュリティ対策の実施

- 情報化社会において、市民が安心して市に情報管理を任せることができるよう、情報セキュリティ対策を実施し、情報管理を徹底するとともに、職員に対して情報セキュリティを含めた情報リテラシー教育を実施します。

- 【主な取組】
- 情報セキュリティ対策の維持・改善
 - 職員の情報リテラシー教育の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none">● 市の行政運営に関心を持つ● 行政の効率化の動きに協力する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none">● 行政運営を支援する● 行政運営に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①信頼できる市政運営を行っていると思う市民の割合	62.3% (令和6年度)	70.0%
②ICT化により効率的な行政サービスが提供されていると思う市民の割合	58.0% (令和6年度)	64.0%

8-3 財政運営

【関連する個別計画】公共施設等総合管理計画



目指すまちの姿

○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用されることにより、持続可能な財政運営が行われています。

現状と課題

- 本市の財政状況は、臨海部を中心に企業が数多く立地していることから、市税収入が他自治体と比較して安定しており、自主財源比率が比較的高い水準となっています。しかし、国内外の経済動向や少子高齢化の進行等により、今後は市税の大幅な增收が見込みにくい状況にあるため、歳入の確保に努める必要があります。
- 子育て支援や高齢化による扶助費の増加、庁舎整備事業などの大型事業の実施による公債費の増加、また人事院勧告などを踏まえた給与改定に伴う人件費の増加がみられます。さらに、今後も資材価格の高騰などによる物件費等の増加が続くと見込まれていることから、経常的経費の抑制を図る必要があります。
- 本市では、人口増加の勢いが強かった昭和40年（1965年）代から50年（1975年）代に整備された公共施設が多く、老朽化が進行しています。施設の利用状況や需要などを踏まえながら、施設総量の適正化を図るとともに、計画的な予防保全によって適切な維持・管理を行う必要があります。

施策の方向性

(1) 持続可能な財政運営

- 歳入面では、市税の適正かつ公平な課税・徴収を実施するとともに、財源の確保に取り組むほか、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。
- 歳出面では、市民ニーズに即した「選択と集中」によって事務事業を実施するために、限られた財源を有効に配分していきます。

【主な取組】○ふるさと納税の促進 ○ネーミングライツの推進

○クラウドファンディングの実施 ○国・県等の補助金制度の有効活用
○事務事業の簡素化・合理化

(2) 公共施設等の活用・見直し

- 公共施設等を適切に管理し、将来的な社会情勢の変化や財政状況を踏まえながら、個々の公共施設についてあり方の方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

【主な取組】○公共施設等総合管理計画の着実な進行管理

○公共施設白書の更新
○公共施設の管理等に関する職員研修会の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの
市民にできること

- 市の財政状況に关心を持つ
- 行政サービスの受益者負担の考え方を理解する

地域・団体に
できること

- 財政運営に協力する
- まちづくりに積極的に参加する

成果指標

指標名	現状値	目標値 (令和13年度)
①経常収支比率	91.3% (令和6年度)	90.0%
②財政調整基金等残高比率	24.1% (令和6年度)	24.0%
③地方債現在高比率	97.2% (令和6年度)	85.5%